

平成30年第1回浅川町議会定例会

議事日程 (第4号)

平成30年3月8日(木曜日) 午前9時開議

日程第 1 動議 議案第17号 平成30年度浅川町一般会計予算に対する修正動議

日程第 2 議案第17号 平成30年度浅川町一般会計予算

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員 (12名)

1番	渡 辺 幸 雄 君	2番	金 成 英 起 君
3番	須 藤 浩 二 君	4番	緑 川 富 土 男 君
5番	江 田 文 男 君	6番	笹 島 亮 二 君
7番	水 野 秀 一 君	8番	田 中 重 忠 君
9番	上 野 信 直 君	10番	角 田 勝 君
11番	久 保 木 芳 夫 君	12番	円 谷 忠 吉 君

欠席議員 (なし)

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	須 藤 一 夫 君	副 町 長	大 谷 修 治 君
教 育 長	内 田 賢 寿 君	総 務 課 長	小 針 紀 喜 君
会 計 管 理 者	八 代 敏 彦 君	建 設 水 道 課 長	江 田 豊 寿 君
税 務 課 長	菊 池 三 重 子 君	住 民 課 長	坂 本 高 志 君
保 健 福 祉 課 長	須 藤 寿 行 君	農 政 商 工 課 長	岡 部 真 君
学 校 教 育 課 長 兼 社 会 教 育 課 長	生 田 目 源 寿 君		

---

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 岡 部 栄 也 主任主査 佐 川 建 治

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎動議の提出

○議長（円谷忠吉君） ただいま 8 番、田中重忠君から議案第17号 平成30年度浅川町一般会計予算に対する修正動議の提出がありました。

動議書を配ります。

この動議は、会議規則第17条の規定により成立しました。

議案第17号 平成30年度浅川町一般会計予算に対する修正動議につきましては、議案第17号 平成30年度浅川町一般会計予算と直接関係しますので、日程に追加することとします。

議事日程準備のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時01分

再開 午前 9時03分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

◎議事日程の変更

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、動議が提出されましたので、さきに配付しております議事日程（案）が変更になりますので、事務局より報告させます。

議会事務局長、岡部栄也君。

○議会事務局長（岡部栄也君） それではご報告いたします。

動議 議案第17号 平成30年度浅川町一般会計予算に対する修正動議が日程第1として追加されたことに伴いまして、日程第2が平成30年度浅川町一般会計予算になり、お手元に配付させていただきましたとおり変更になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

---

#### ◎動議の提出者趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、動議 議案第17号 平成30年度浅川町一般会計予算に対する修正動議を議題とします。

事務局に動議の表題部を朗読させます。

議会事務局長、岡部栄也君。

〔議会事務局長（岡部栄也君）朗読〕

○議長（円谷忠吉君） 提出者の趣旨説明を求めます。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） それでは、議案第17号 平成30年度浅川町一般会計予算に対する修正動議提出について理由の趣旨をご説明申し上げます。

浅川町宅地造成事業特別会計予算に対し、私はここ5年間、毎年反対をしてきました。反対の理由は、ご承知のように須藤町長になってからの10年間、毎年当初予算に1、2区画を販売する予算を計上しながら、毎年のように1区画も販売できず、販売ゼロを繰り返し、町民からの信頼を完全に失っているからです。

仮にも、町の執行機関がみずからの販売計画を作成し、当初予算を組んでおきながら、それを1区画の販売も全くできないなど、とても常識では考えられないことであります。また、他の町村でこんなひどいことをしているとの話は、一度も聞いたことがありません。

そして、あろうことかそれを10年間も繰り返し、本年度も恐らくこの予算書どおりに販売できる見通しは一つないはずであります。町は毎年、年度初めに当初予算を編成し、その予算に基づき、町民と町発展のために仕事をしていることになっていますが、実は予算を組んだまま全く執行していないことは、明らかに町民を欺いていることとなります。

私は、昨年まで予算（案）に反対意見を述べ反対してきましたが、町民を代表する町議員として、このまま町長に手を貸し、町民を欺き続けることは、私の良心が許せません。100%執行できない予算は、町議会議員が、みずからの手で修正すべきものであることは、極めて当然のことです。

町長は、議会一般質問の答弁で、「価格が高いから売れない。でも価格は下げない。特別会計はなくせばよい。」本年も、特別会計に一般会計から9,000万円を繰り入れ、実に4年間で合計3億5,600万円を繰り入れ、宅造を1区画も販売せずに特別会計を清算し、宅地造成事業特別会計をやめてしまおうとしております。

これは、地方公共団体として絶対にやってはならない会計処理であることは明白であり、この事実を百も承知の上で議会が議決してしまうことは、町長に手を貸し、町長と一緒に町民を欺き続けることになりま

す。  
議員がこの予算に反対することは、町民から選挙で選ばれた議会議員としては当然の責務であります。今こそ町議会議員として良心に従い、この修正案に賛成し、町長ら執行部の誤りを正すべきであり、これ以上町民を欺き続けることは絶対にやめなければなりません。

町民から選ばれ、町政の一端を任せられた一人の議員として、みずからの良心に従い、この予算に修正を加え、町長ら町執行に猛省を求めて、この修正案を提出するものです。

なお、本町において、町議会が議決した予算が何年間も引き続き執行されなかった事例は、私の議員在籍20年間の中で、本件以外には全くありませんでした。

以上の理由から、今回のこの予算を実際の正しい本来の姿に戻すため、本修正案を提出するものです。

具体的には、一般会計の繰出金9,000万円、それから宅造会計の販売予想額1,800万円をこの一般会計から修正を加える、こういう内容でございます。

以上、よろしくご審議ください。

○議長（円谷忠吉君） 提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。

6番、笹島亮二君。

○6番（笹島亮二君） これ、ただいまの説明はわかりました。

事務方に聞くんですが、修正案の中に、金額に全部横棒が入っているんですね、これ。何箇所あるのか、横棒が入っているんです。これは、公式文書としてはどうなんですか。

これは公式文書なんですから、公式文書として聞いているんですから……

〔「誰に聞いているんですか」の声あり〕

○6番（笹島亮二君） 公式文書としてどうなのか、それだけ聞きたいんです。いいんならいい、だめならだめ。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、大谷修治君。

○副町長（大谷修治君） 誰が答えるかはちょっと適切かどうかわかりませんが、修正案として動議が出された場合は、このような形で一般的に提出するのが普通です。

○6番（笹島亮二君） はい、わかりました。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、修正案に反対の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 提案の理由がいろいろと多方面にわたっているんですけども、この修正案の中身を見ると、この1点ですよ、宅造会計への繰出金。これについては、なぜ繰り出さなければならないのかという

点については、前の総務課長の時代から何回もこの議場で説明されております。

私は、その繰り出さなければならない事情というのは十分に説明され尽くしているというふうに思いますので、繰り出しは必要なので、ですから本案には反対します。

○議長（円谷忠吉君） 次に、賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 反対者の発言を許します。

5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） まず、この修正案動議に反対いたします。

というのは、ここに文言が書いてありますけれども、5年間毎年反対してきましたというのは、それは反対するのは自由ですよ。賛成するのも自由。私も今まで賛成してきた一人ですから、まずこれに反対しなければなりません。そして、一般会計から繰り出すのは、今9番議員が言ったとおり、全くそのとおりなんですよ。

ですから、全くこの修正案は反しておりますので、私は反対いたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

まだ反対ですか。

反対者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 提出の理由のこの文章を読んでもらうと、やはり議会が何も黙って、手をこまねいて町民の意思に反するというような、そういう文句をきわめつきになっているんですけども、議会もいろいろ論議をして、田中議員もわかるとおり値下げをすべきかというようなこともいろいろ検討すべきだと、さまざまな意見を述べたりして、議会としては議会の役割を、一定のものを、町民を欺き続けてきた、そういう一端を担いできたというようなことは、私はちょっと極論過ぎるのではないかと思います。

私は、この動議の中に書かれているところにしても、うなずくところもあります。しかし、やはり町長もいろいろ説明の中でありましたけれども、あの当時から本当に最初からわかっている一人として、何というんですか、経済の自由というんですか、そういう景気の動向、そういうものにきちっと乗っからなくてはならない、もう景気が下り坂になったときにこの仕事が始まったというような、なかなか動かすことのできないような状況もあったわけですね。

そういうことなどを考えれば、そしてまた繰り入れについてはやはりそういう形でいかないと、なかなかこの会計の中で事業を完売できないし、私は、いろいろ町も努力はしたのだろうという、していることについても一定程度当初からのことを考えますと、手入れをしなければならないところもある。

しかし、今度の住宅の定住促進の、そういういろいろな工夫をしながら、町はいろいろ乗り切っていかなければならない、そういう課題もあると思うんです。

ですから、なお一層議会がいろいろ、きちっとした提案をしながら、論議をしながら、執行はなお一層の努

力をしてもらおうと、するということを、私は反面要望をしながら、ここでこれらの繰り入れをやめるというのはよろしくないというふうに思いますので、以上申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 賛成討論を申し上げます。

ただいま、3名の議員の方からそれぞれ反対討論がありました。

〔「議長、これおかしいのではないですか」の声あり〕

○8番（田中重忠君） おかしくありません。

○議長（円谷忠吉君） はい、どうぞ、8番。

○8番（田中重忠君） 賛成討論をさせていただきます。

私がなぜこの修正案を提出したかということについては、先ほどの提案理由趣旨説明で申し上げたとおりでございます。

ただいま反対討論をされた方に、ひとつよく考えていただきたいと思います。また、参与の皆さんにもしっかり考えていただきたいと思います。

自分たちで、町民からこれだけの税金をもらって、国からこれだけ、県からこれだけ補助金をもらって、これだけのお金があります、予算があります、そしてそのお金の中で町民と町発展のためにこういうふうな使い方をする、そういうことで出したのが予算書なんです。

ところが、宅造会計におかれては、そうして執行側が自分たちの考えで自分たちの計画で出してきた、予算書を出して、それを全く宅造販売の部分については執行していない。執行していない予算を10年間も続けて出してきた。そうすると、お聞きしたいんですけども、一般会計予算で、予算に上げていてもやってもやらなくてもそれは執行の自由なんだと、または議会さえ反対しなければそれでいいんだと、こういうことになってしまうと思うんですね。

やはり予算を組むということは、執行することが前提なんです。副町長、さっきから頭一生懸命ひねってまわすんですけども、長年やる身になったらわかるでしょう。予算組んでいて、毎年毎年執行しなかったら、そんなことなかったんです。

私は、そういうことでこのままこれを続けていったのでは、何年何十年たってもこのままの状態が続くと思います。執行も本気になって売る気なんだろうというような意見も出ました。しかし、私ども議会で何度も言っているように、価格をやはり下げなくてはだめだと、もっと議員とも協議して町ぐるみで売っていくような、そういう方策をしなければだめだと、そういうことをさまざま提案しております。

ところが、それらについては全くやっておりませんし、やろうとしておりません。ですから、このまま私どもがそのままにしておけば何十年でもこのまま続くと、こういうことであります。

そういうことでは困りますので、この辺でやはり区切りをつけると。正常な形に持っていく。正常な形に持っていくのは、一般会計から金を繰り出し、そして特別会計に入れて、そして調査建設基金に返せばそれで特別会計が正常になるんだと、こういう説明も執行側はしております。これは全く違います、筋が。

やはりそういうことも踏まえて、要するにこの辺を、ひとつ執行にはこの宅造会計の正常化を進める。そしてその正常化を妨げる要因でありますこの9,000万円、4年間で3億5,600万円の繰出金は極めて邪魔になるし、改善することができないと思いますので、今回の修正案でぜひひとつ区切りをつけてほしい。

そういう立場で私は大賛成したいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第1、動議 議案第17号 平成30年度浅川町一般会計予算に対する修正動議を起立によって採決します。

お諮りします。本修正案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立少数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立少数です。

したがって、動議 議案第17号 平成30年度浅川町一般会計予算に対する修正動議は否決されました。

---

#### ◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第2、議案第17号 平成30年度浅川町一般会計予算を議題とします。

審議の方法であります。歳入については款ごとに質疑を行い、歳出は款の項ごとに質疑を行いたと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） それでは、歳入については款ごとに質疑を行い、歳出は款の項ごとに質疑を行うことといたします。

初めに、歳入について質疑を行います。

1款町税について、11ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、2款地方譲与税について、12ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、3款利子割交付金について、12ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、4款配当割交付金について、12ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、5款株式等譲渡所得割交付金について、12ページ。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（円谷忠吉君） 次に、6款地方消費税交付金について、12ページ。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長（円谷忠吉君） 次に、7款ゴルフ場利用税交付金について、13ページ。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長（円谷忠吉君） 次に、8款自動車取得税交付金について、13ページ。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長（円谷忠吉君） 次に、9款地方特例交付金について、13ページ。  
8番、田中重忠君。
- 8番（田中重忠君） 9款1項の地方特例交付金ということで320万円計上されております。これは、括弧書きで住宅借入金等特別控除分ということで記載されておりますが、これは定住住宅の分だということで説明があったかと思えます。これは家賃を安くするために交付される、こうした予算でしょうか。  
その辺についてご答弁いただきたいと思えます。
- 議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。
- 総務課長（小針紀喜君） 9款1項1目地方特例交付金の減収補てん特例交付金ということで、これはあくまでも減収補てん特例交付金ということで、税金が減額になった分を補填されるということでございます。  
定住促進住宅の家賃に補助されるわけではございません。  
以上です。
- 議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。
- 8番（田中重忠君） 家賃に補助されるのではないでしょうけれども、町に入ってくる家賃が減収になる、その分として入ってくるということではないんですか。  
住宅借入金等特別控除分、この控除分というのは何をいつているんですか。
- 議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。
- 総務課長（小針紀喜君） 住民税関係の住宅取得税関係で、町が減収になった分、それらの補填ということでございます。
- 議長（円谷忠吉君） いいですか。ほかにありませんか。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長（円谷忠吉君） 次に、10款地方交付税について、13ページ。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長（円谷忠吉君） 次に、11款交通安全対策特別交付金について、13ページ。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長（円谷忠吉君） 次に、12款分担金及び負担金について、14ページ。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長（円谷忠吉君） 次に、13款使用料及び手数料について、14ページから17ページ。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長（円谷忠吉君） 次に、14款国庫支出金について、17ページから19ページ。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 18ページの14款2項1目、節区分が2に地方創生推進交付金ということで950万円計上されております。それで、議案説明のときには加工場の整備、それから駅前駐車場の舗装等の説明があったと思うんですが、この辺のところを確認のためにもう一度ご説明いただけますか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 14款2項1目総務費国庫補助金の2節、地方創生推進交付金950万円の内訳でございますけれども、加工製造販売事業主体設置、運営事業分としまして300万円、それらのPR事業分として100万円、さらには地域のコミュニティー整備事業ということで1,200万円、巡回バス運行事業分として300万円、それらの2分の1の補助ということで950万円を計上したところでございます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） そうすると、私がこれを申し上げた駅前駐車場というのは、私が聞き違えてメモしていたということで、これは駅前駐車場は入らないんですね、ここに。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 3番目に話しました地域のコミュニティー整備事業1,200万円、これについては駅前の駐車場整備ということでございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） ちょっと速過ぎて、私質問したかったんです、13款で。よろしいですか。

○議長（円谷忠吉君） はい、上野信直君。

○9番（上野信直君） ありがとうございます。

13款の1項5目4節定住住宅使用料として59戸分というふうに計上されております。残り21戸分は、あけてあるということなんですか。それとも、募集しても集まらないで、これだけあるということなんでしょうか、伺いたいと思います。

それからもう一つ、同じ13款で1項6目3節、町民グラウンド夜間照明使用料、これ大方は少年サッカーのナイターの使用料だというふうに思うんですけれども、その団体の代表者の方は議会だよりも登場してお話しされておりますけれども、やはりこの夜間照明料の負担を下げたいと、こういうふうにお話をしておられました。

これについて、ぜひ私も軽減してあげるべきじゃないかなというふうに思うんですが、どのようにお考えでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 13款1項5目土木使用料の4節定住促進住宅使用料、説明のときは59戸と説明を申し上げました。予算計上する上におきまして、箕輪団地においては管理戸数については80戸ございまして、現在59戸が入居しておりますので、現在の入居状況を踏まえて予算編成をしたということで59戸ということで、残りについてはあけておくということではないんですが、年間を通して入居募集ということで、中には80戸が埋まるような、そういう対応で取り扱っております。

30年度の当初予算では、59戸分の住宅使用料を計上したという内容でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

町民グラウンドのナイター使用料につきましては、こちらにもそのような要望がございまして、30年度の予算につきましては、前年度までは20回までだったんですが、25回まで無料といたしました。

よって、歳入につきましては約4万円の減となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点目はわかりました。

1点目ですが、その定住促進住宅の絡みでですが、これはたしか前に、町内の老朽化した住宅を順次計画的に取り壊したいので、その方に引っ越していただくために一定の部屋をあけておきたいというようなお話があったというふうに思うんですけども、そういうことは当然、今もそういう考えでいるということよろしいですか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 今、討議がありました内容を十分踏まえまして、老朽化住宅における移住、移転施策、これについては現在も進めております。本人と交渉、話し合いをして簗輪団地もしくは別な住宅への移転ということで移転施策を進めておりますが、そういったことも踏まえて一定戸数は移転用の住居として取り扱っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい、いいです」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、15款県支出金について、19ページから23ページ。

8番、田中重忠君。15款、19ページから23ページ。

○8番（田中重忠君） ちょっと待ってくださいね。了解です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、16款財産収入について、23ページから24ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、17款寄附金について、24ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） ふるさと応援寄附金についてお尋ねをします。

昨年度も同じような質疑があったというふうに思うんですけども、結局今年度の実績はどのようになっているのか。

それから、前年度130万円とした理由は、30万円は普通の応募があるだろうと、残りの100万円はほかに大手のIT企業に応募を委託して広く募集を募るので100万円ぐらい入ってくる可能性があるということで、130万円計上したというような説明でした。

今度も130万円で計上されておりますけれども、今年度IT企業に委託をしたのか、それから新年度も委託

をする予定なのか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 時期的に捉え方が違っていただけなんですけれども、2月現在で一般分で175万5,000円の寄附がございました。さらには、楽天のほうに委託のほうをお願いしまして、そちらからは37万円、合計で212万5,000円ということで、2月19日現在の入金がございました。

来年度についても、30年度についてもそういう方向で、楽天のほうには委託をしたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 楽天への委託料というのはいかかるとか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 15%前後だったと思いますけれども、委託料は支払うような形になろうかと思いません。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、18款繰入金について、24ページから25ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、19款繰越金について、25ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、20款諸収入について、25ページから27ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 雑入の部分だと思うんですけれども、東京電力への損害賠償の請求に関してお尋ねしたいと思います。

まず、今年度の進展はあったのかどうか伺いたい。

それから2点目として、去年の2月時点でしたか、たしか東電に請求したのが1,682万円、それで支払われたのが1,139万円、543万円も未払いが残っている。これについては東電が拒否しているということなんですけれども、新年度これをどうするのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 東電の賠償の関係でございますけれども、その都度話し合いはしております。今現在、大きなところでは車購入とか、あとはプールが一時期、使えなかった時期に、バスの借り上げ等ございました。それらについても現在も話し合いは続けているところございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 昨年もというより、これまでずっとこうした利用については話し合いがなされていて、それでも払わないわけですね。そういう状況がずっと続いている。そういう中で、またずるずると話し合い

をしていくのかということなのですが、これまで東電を相手にさまざまな裁判が起こされていて、東電が勝手に引いた基準額、これでは低過ぎます、もっと増額を認めますというのが裁判所の基本的な姿勢ですよ。ですから、東電が認めないからしょうがないということではないんですよ、全然。

さっきの話に出た、プールが使えなかったために屋内プールを利用させてもらうというために子供たちをバスに乗せて、バスを借り上げてバスに乗せて行ったわけですよ。そんなお金、もらって当たり前ですよ。そういうものさえ東電は拒否しているんです。これはもう、話し合いなんていうことの段階ではないと思うんですよ。

ぜひ、次の厳しい対応を取っていただきたい。裁判所は恐らく認める方向にあると、私は思うんですけども、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 年に数度、二、三度会っていますけれども、その際にもお話をしたところがございます。今後も、強く申し入れはしていきたいというふうに考えております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 強く申し入れていただくのは結構なんですけど、申し入れるだけでは相手がうんと言わないのがこれまでの経過なので、次の段階のことを検討していただきたい。一番手っ取り早いのは、もちろん顧問弁護士さんに相談をして、どうしたらいいだろうかというのを、知恵をおかりしたらいいんじゃないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 今言われたように、弁護士の先生に相談してみたいというふうに思います。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 款項のあれは見落としてしまったんですけども、いわゆる諸収入か雑入かの問題ですけども、いわゆるこの幼稚園のバスの、通園バスですけども、ことしから山白石の地域の保育所がなくなって山白石の通園バスについては無料にするというふうに、私はそういう状況の中から聞いていたんですけども、その措置はどういうふうになされているんですか。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいまの質疑は何款の何項について。

○議長（円谷忠吉君） 20款の諸収入でやったのでしょうか。20款の諸収入。

学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

幼稚園バスの件だと思われませんが、幼稚園バスは山白石保育所が閉所になりまして、浅川幼稚園に今現在山白石の子供さんが来ていますけれども、浅川町のそのほかのエリアの幼稚園児と同じくお金は取っております。

それが、30年度も同じなんですけれども、款項目で言いますと、雑入の、スクールバス運行維持費で72万円となっております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 進行が速いものですからなかなかついていけなくて。

ありました、これやはり雑入でいいんですね。

スクールバス運行維持費72万見落とししましたけれども、山白石の保育所を閉める際の、そういう話し合いの中では、幼稚園バスの使用料については無料にするという話があって、しかも町長が至れり尽くせりでそういう状況を目指して最大限頑張るといような非常に手厚い、そういう答弁もあったんですけども、それはもう既に有料になってやられているんだということで私ちょっと愕然としたのですけれども、町長が以前、この答弁の中で、答弁にあったそういうものとは違うのではないかと思うんですが、町長に伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 私、特別保育所の閉所のときに、地区の保護者の皆さん方から送迎の問題の要望がありました。卒園式とか、閉所式とかのときに、安全の確保ということで私が言ったのは、子供たちに完全に安全を確保して、家から、家から、家からという送り迎えをしますよということでは言いました。ただ料金のことまで突っ込んでいなかったんです。無償で送りますよということまでは、保護者のほうも私どもも突っ込んだ話は、ただ安全を必ず確保して送り迎えしますよというところの話は、現在、何人いるんですか。人数何人ですか。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） 山白石からは、今現在4人乗っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そういう論にした、そのときだと私思うんです。保育料に、保育の子供についてはバスは走らせていないわけですからね、これはもちろん出さなくていい。ただ幼稚園の場合は、山白石は特別保育所がなくなって注意しなければならない、バスは回す、しかし山白石地域については無料にして、安全を確保しながらやっていくというふうに、私は記憶していたんですけども、そうではなかったということですか。

そういう手厚い形で山白石の保育所の対応を、私は町長が答弁したというふうに思っていたんですが、そうではなかったということですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長。

○町長（須藤一夫君） そうですね。安全を確保するという約束はしました。

では、その送迎の料金はどうなんですかという話までは、お互い突っ込んだ話はしておりませんで、私は家から家の送り迎えは完全に安全を確保して、安心して通園できるよというお話をしたんですが、無料でということはこちらの幼稚園とのかかわりがあるということかもわかりませんが、私はそこまで約束していなかったと思っています。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、21款町債について。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 21款1目町債ですね。

臨時財政対策債。それから、一般補助施設整備等事業債。これは具体的に駐車場の分ですか。おそらく。

それから、緊急防災・減災事業債、これは防災無線のデジタル化ということで説明いただきましたが、この内容についてもうちょっと詳細を説明していただきたい。

それから、公共施設等適正管理推進事業債で幼稚園の撤去費用ということをお聞きしたと思うんですが、確認をお願いします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 21款町債でございます。

まず、1目の総務債の1節臨時財政対策債の9,746万4,000円でございますけれども、これにつきましては国の算定基準に基づきまして財源不足を算定し、借入れが認められた金額でございます。これについては今年度、交付税の措置が100%ございます。

次の2節の一般補助施設整備等事業債でございますけれども、これにつきましては議員おっしゃるとおり、コミュニティー整備事業、駅前の駐車場整備の金額でございます。

次の民生費の1節、3,150万円、これにつきましては浅川町保育所、役場前の保育所の取り壊しということでございます。

さらには、3目の土木債でございますけれども、これにつきましては町道再見形・袖山線道路舗装補修工事ほか5路線等になってございます。

あと、4目の消防債でございますけれども、これについては議員おっしゃるとおり、防災行政無線のデジタル化ということで、30年度、31年度、2年間に分けて行うということで、30年度については屋外子局、屋外にある防災無線の施設をデジタル化に整備するということでございます。

5目の教育債につきましては、幼稚園の解体工事ということで計上したところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 緊急防災・減災事業債、ただいま課長から説明がありましたが、31年度からの屋内のほうはどのくらい金額がかかるのか。やはり同じくらいかかるのですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 30年度につきましては屋外子局ということで、30基あるんですけれども、そのうちの26基の工事を行うということで、4基については既にデジタル化されております。

31年度につきましては、各家庭に配付になっております戸別受信機、これらの更新ということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 予算的には9,490万円と大体同額ぐらいなのか。それから、それぞれの家庭の戸別受信機、これは何基ぐらい。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 今の時点ではまだ見積もり等取っておりませんので、振興計画上、1億3,672万円

の計上となっております。

戸別受信機の数でございますけれども、約2,200ぐらいになろうかと思えます。各世帯に配付ということになりますから。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） それでは、次に、歳出について質疑を行います。

1款1項議会費について、28ページから29ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、2款1項総務管理費について、30ページから38ページ。

5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 38ページの15節です。工事請負費、これ1,188万円は浅川駅前の駐車場という説明を受けたんですよ。それで、これはJRの補助というのではないんですか。お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 15節工事請負費につきましては、磐城浅川駅前駐車場整備工事ということで、駅のほうに向かって右側のほうの、今の空き地を整備するということで、舗装工事、あずまや及びベンチ設置の経費を計上したところでございます。

〔「はい、わかりました」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田勝君） これは款ですか。

○議長（円谷忠吉君） 2款1項です。款、項でやっています。2款1項、30から38ページ。

ほかにありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 31ページの下の方の13節委託料、この中に会計年度任用職員制度導入委託料ということで160万円計上になっておりますが、具体的にご説明いただけますか。

それと、34ページ、2款1項19節の集会所整備事業で210万円、これはどこの集会所なのか。

それから36ページに移りまして、2款1項10目交通安全対策費、この中の14節使用料及び賃借料の中で、金額50万円、運転免許証返納者タクシー使用料、これは具体的にどのような事業としてやられるのか、その辺の詳細をお聞きしたいと思います。

それから、その次のページの19節、下から2番目の路線バス補助金、408万円という金額です。これは今年度いっぱい続けると、来年からはやめるということで説明があったかと思うんですが、これについて確認をおきたいと思えます。

それから、38ページ、13節委託料の中の地域創生事業設計業務委託料216万円ということで計上されています。地方創生事業の設計業務というのは、具体的にどのような仕事であるのか、これについてお聞きしたいと思います。

それから、下の段に巡回バス運行业務委託料ということで432万円計上されておりますが、これは消防団6地区でやるということでありますが、この事業の具体的な説明をお願いしたい。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） まず、1点目の31ページ、委託料の会計年度任用職員の関係でございますけれども、これにつきましては地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、平成32年4月1日から施行されます。

これによりまして、任用、服務規律等の整備を図りまして、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るということで、今現在、役場には臨時の方、嘱託の方がいます。その方々を、今後はそういう呼び名ではなくて会計年度任用職員という形になろうかと思っております。それらの整備のための委託料でございます。

2点目でございますけれども、34ページの上のほうにあります、失礼しました、34ページの19節負担金、補助及び交付金でございますけれども、この集会所整備事業補助金ということで210万円ほど計上してあります。これにつきましては、今のところどこという特定ではございませんけれども、各行政区から申請があった場合、速やかに工事に着手できるよう予算を計上したというところでございます。

次の、36ページの14節使用料及び賃借料ということで50万円、これについては30年度から新規の事業ということで、説明にも書いてありますとおり、運転免許証返納者タクシー使用料ということで、今、高齢者の事故等、大分問題になっております。それらに対応するために、免許を自主的に返納した方についてはタクシーの助成をしようということで計上したところでございます。

次の、37ページの路線バスにつきましては、初日に一般、失礼しました、行政報告でも申し上げたとおり、石川から山白石を經由して浅川まで来ています福島交通バスになります。これについては、9月末をもって終了するというところでございます。

続きまして、38ページ、委託料でございますけれども、地方創生事業設計業務委託料につきましては、先ほどありました駅前の駐車場整備、それらに係る設計委託料という形になっております。

さらには、巡回バス運行业務委託ということで432万円取っておりますけれども、議員おっしゃるとおり、今年度については消防団6分団、つまり浅川町全域で試行的なバスの運行ということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいま、ご説明をいただきました。

それで、31ページの2款1項1目の一番下のほう、13節の委託料、会計年度任用職員制度についての説明がありました。これは名称が変わる、具体的にはそういうことですね。これについて、この制度導入を支援する業務委託というのは、具体的にどういう形で導入支援を、これ業者さんに委託するんですかね。これについて、もう少し詳しく説明してくださいませんか。

それから、免許証返納者に対するタクシーの件ですが、これは今年度からの事業ですから、今年度返納した方が対象になるんですか。その辺のところ。それから、何回分をどのように使用料を補助するのか、その辺に

についても、もうちょっと詳しくご説明いただきたいと思います。

それから巡回試行、現在もやっているわけでありますが、今度6分団ということでその間、町民の中からもさまざまな意見も出てきておりますし、またこの6分団の範囲、この広い範囲で1年間ぶっ通し、このままやっていたいのかどうなのか、その辺も非常にやはり疑問だと思っんですね。この辺については町民の声や、また議員の声なども聞きながら細やかに変更して、より実現性の高い、そうした試運行というものは考えておられるのかどうなのか。その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 会計年度任用職員の関係でございますけれども、これについては、町ではこれまで臨時、嘱託職員の運用を抜本的に見直す必要があるということで、具体的には服務に関する規則、これらが今後適用されることとなります。ですから、服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務等々がございます。それらの条例、規則等の整備が必要になるかと思っております。

また、これについては29年の4月、失礼しました、12月議会で補正予算のほうでも一部計上させていただきました。それで今後、臨時職員、嘱託職員の実態の把握とその必要性、それらも十分に検討し、また勤務条件等の変更等にもなってきます。それらも十分に検討するというところでございます。

さらには、免許返納でございますけれども、これにつきましては、いつからということでもございましたけれども、平成30年4月からを予定しております。これについては、先ほど申し上げたとおり、自主的に免許証をお返しした方を対象に交付するというところで考えておりますけれども、当面1人当たり5万円程度を予定しておりますけれども、これの交付の方法については単年度でやるか、もしくは複数年に分けて5万円を分けるか、これについては今現在検討しているところでございます。

巡回バス、6分団の関係、バス全域ということでもありますけれども、これについては今計画を進めているところでございますけれども、今後十分検討はしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか、

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、2款1項1目人事評価制度について伺いたいと思います。

まず1点目ですけれども、これは目標管理制度ということで、各職員が目標を立てて自分で中間評価あるいは期末評価をする。こういうもので、職員の成長に役立っているというようなお話でありましたけれども、どうもいま一つよくわからないんですけれども、この目標というのは例えばどういうものを掲げられているのか伺いたいと思います。

それから、この評価について、第三者の評価は入らないんですか。あくまでも自分で評価すればそれでいいんですか。

それから、この評価が何にどう影響するのか、とりわけ勤勉手当との関係はどうなのか。その点について伺いたいと思います。

それから、この人事評価制度を、なぜ業者に委託して行うのか。業者に委託しなくても十分できるのではないかというふうに思うんですけども、この点について伺いたいというふうに思っております。

以上が、人事評価制度についての質問です。

次、2款1項2目について。私、回覧板について以前8番議員からお話がありましたけれども、私からも申し上げたいと思います。

回覧板を回すというのは、これはなかなか大変な作業です、住民にとっては。特に、高齢者にとっては大変です。それから、引越したりして距離が遠いというところもありますから、役場のほうでは今水曜日だから、回覧板これお願いしますと簡単にやるんでしょうけれども、それによって多くの町民が動かざるを得ない、そのことをまず認識をしていただきたい。その観点から、不要不急なものではできるだけ出さないでほしい。まとめて出してほしい。そして住民の負担を減らしてもらいたいというふうに思います。

それで、「広報あさかわ」に載せて済むものはそれでいいというふうに私は思うんですね。重ねて回覧板に載せて町民を動かすことはないと思います。それから、先ほど申し上げましたように、急がないものはまとめて。

少なくとも、今までは毎週あったわけですよ、来週もありますけれども。でもこれはやはり月に2回ぐらいにする、これをまず目標にしてやっていただきたいというふうに思うんです。本当に来たときにがっかりするような回覧もあるんですよ。なぜこんなもの1枚のためにわざわざ回さなければならないのかというふうに、私は思うときもあるんです。それなりのものも。ですから、十分町民の皆さんに配慮した回覧板にしていきたいというふうに思います。

それから、ついでですので申し上げますけれども、回覧板の各戸配布用のものの中には、ほとんどの方が取らないものもあります。必要性を感じない、見ればいい、わざわざ1軒に1枚必要ないというものもあります。これは町のほうが把握しているかもしれないけれども、班長さんに聞けばよくわかると思うんですね。ああいいうやつはいっぱい残ったということで。ぜひそういう調べをしていただいて、改善していただきたい。

これは経費の節減にもなると思うんですよ。1軒に1枚のチラシつくったら相当なお金になるし、それが定期的だとかなり大変な金額になるはずですから、経費の節減のためにも、みんなが必要としていないような内容のものは回覧で済ませるといことも必要だというふうに思いますので、申し上げたいと思います。

それから、36ページ、2款1項8目水資源シンポジウム開催負担金、これは何か伺いたいと思います。

それから、36ページの運転免許証返納者タクシー使用料ということで、確認の部分もあるんですけども、これは30年4月から返納した人に限られるわけですか。それまでに自主的に返納した人は、対象外ということなんでしょうか。確認をしたいというふうに思います。

それから、どういう方法で補助するのかということなんですけれども、タクシー使用料を現金で交付するんですか。どういうふうにするのか。

それから、使える業者に制限はあるのかどうか。今のタクシーは、通常のタクシーのほかに福祉タクシーといって車椅子でも利用できるようなタクシーもありますし、どういうふうにするのかなという点を伺いたいというふうに思います。

それから、37ページ、2款1項13目の地方創生事業費についてなんですけれども、地方創生事業全般につい

て、この事業の実質的な負担割合、町の負担割合は、それはいろいろな事業に取り組むんでしょけれども、基本的には変わらないような気がするんですけども、町の実質的な負担割合は何%くらいになるものなんでしょうか。伺いたいと思います。

それから2点目として、浅川駅駐車場整備、向かって右側のあずまや等を設置するというので、ここはもう駐車場ではなくなるんですか。私はどうもイメージが湧かないんですけども、どういうイメージになるのか伺いたいというふうに思います。

3点目、返礼花火打ち上げが53万円から36万円に減額になりましたけれども、その理由について伺いたいと思います。

それから4点目、巡回バスの業務委託に関してなんですけど、今度は6分団ごとに走らせるということでこれは1年間試行期間があるんだというふうに、それでこれまでの状況を見ると、町としては利用者の意見等々を聞いて改善を図っていくということなんですけど、私はそれに加えて、ぜひ先進地を視察してもらいたいというふうに思うんですね、担当課に。古殿町です。古殿町はもうずっと前からこの巡回バスをやっていて、手直しをして、今は本当にみんなに喜ばれるような使い勝手のいいものになっているという話がありますので、それをぜひ見てきていただいて参考にさせていただきたいというふうに思うんです。

それで、仮に新年度の試行期間が終わって、巡回バスはどうもうちの町にはなじまないということになったら、試行期間でお金はかけたけれども、これは巡回バスはやらないという決断もあり得るんですか。うちの町はデマンドタクシーでいく、あるいはタクシー料助成でいく、そういうようなことがあり得るのかどうか伺いたいというふうに思います。

最後になりますが、空き家改修補助につきまして伺いたいと思います。

前年度、750万円が計上され、減額になった理由について伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） まず、人事管理制度でございますけれども、これにつきましては職員の意識改革等いろいろとあろうかと思えます。第三者が入らないのかということでもございましたけれども、第三者は入ってはおられません。ただ、今ぎょうせいのほうに委託しておりますけれども、そちらのほうの意見等は十分に伺っているということもございます。

評価なんですけれども、自己評価をつくりまして、1次評価ということで、課長補佐以下については課長が1次評価をします。その後に2次評価ということで、副町長もしくは教育長が2次評価をするという形になってございます。最終的に調整を町長が行うということでそこで決定になるわけでございます。

何にどう使うのかということでもございましたけれども、これにつきましては国のほうでも進めておりますけれども、いずれは勤勉手当のほうに反映されたり、昇給のほうにも反映されるのかなというふうに思っております。

なぜ委託するのかということもありましたけれども、これについては私ども内部しかわかりません。いろんな専門機関等の意見を取り入れるということで委託をしているところでございます。

回覧板につきましてはいろいろとご指摘がありましたけれども、「広報あさかわ」で掲載はしておりますけれども、より詳しくというか、再度周知をしているということでもございますけれども、これについては各課ご

とにそれぞれ検討したいなというふうに考えております。

水資源のシンポジウム、これにつきましては2年に一度だったと思うんですけども、載っております。前々年度、たしか載っていたと思いますけれども、これにつきましては全国の自治体連合会シンポジウムということで、開催する場合の負担金ということになってございます。

免許返納につきましては、使用料で計上していくということで、これにつきましては利用券等を交付したいなということで考えてございます。今、町のタクシーを利用するということで考えております。交付につきましては、4月1日以降の返納者ということで考えているところでございます。

地方創生の全般的な負担金でございますけれども、おおむね2分の1の補助ということになっております。ただし、ハード事業の場合についてはそれらが起債充当もありますから、交付税があります。ですからちょっと割合は今求めておりませんけれども、一般的なソフト事業については2分の1、町が半分もつという形になっております。

返礼花火につきましては、若干、金額的には落ちてはいますが、20万円以上の高額寄附があった場合については尺玉1発ずつ上げるということで、それぞれ今回計上したところで、6発分計上したということでございます。

あと、バスについては、先進地ということで古殿町ということでありましたけれども、その辺も考えてございますので、意見等は伺いたいなというふうに思っております。また、31年度の話でございますけれども、これについてはまだ先のことでございますので、30年度運行してから、それらも考えていきたいなというふうに思っております。

空き家改修でございますけれども、750万円というのは多分前年度、地方創生で出ていた部分かなというふうに思っております。今回については、一般の方が定住・移住をする場合に交付する部分ということで150万円計上したところでございます。

以上です。

失礼しました。あと、駅の舗装でございますけれども、これについてはあくまでも駐車場に、主的な使い方は駐車場、そこにあずまやとベンチをつけるということで、多目的に例えば商工会とかでやっている元気市ですかね、ああいうやつにも使えるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、いいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか、  
10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 幾つかあるんですが、31ページ、13節の一番下ですけども、会計年度任用職員制度、こういうものを導入するんだという義務委託なんですけれども、160万円、これらについて、どういう内容でどこにそういう制度の導入をなされるのか。そのことによってどういう効果を、目的を持っているのかということであります。

それから、もう一つは、これとはまた違うんですけども、この答弁の中で、いわゆる説明の中で、県に1人職員を派遣して研修するという、ずっと以前にもありましたけれども、そういうことをやりたいということ

であります、その特定の目的というものではなくて、職員としてのさまざまな資質、そういうものの向上のために、能力の向上のためという概要的なものなのか。あるいは専門的な、何か知識を習得するというか、そういうことも含めた派遣、研修なのか、そのことであります。

それから、32ページの19節の一番下に日本非核宣言自治体協議会分担金というのが新しく出てきたと思いません。2万円ですけれどもね。

本当に、非核宣言をしているこの浅川町が、この協議会に入っているというのは大賛成であります、この2万円でどういうことをなされるのか。あるいはただ協議会がやる仕事を分担するのだというのであれば、その協議会の仕事はどういうことをやるのかということでもあります。

それから、これはふるさと納税の返礼品というんですか、返礼金ではないですね。ふるさと納税の返礼のためには、今浅川町ではどういうものをやっているんですか、その辺。

そして、それらの納税者の反応とか、そういうことなんかについてはどうなんでありましょか、お伺いしたいと思います。

さらには、今ありました、先ほどからやっています免許証の返納者の件については、今9番議員が質問して、その中でこれはちょっとそれでもわからないんですけれども、これからの人というふうに限定されますというあるし、だからといってさかのぼって云々ということになれば、またこれも大変な数になったりと思うんですけれども、そういう交付の対象というんですかね、そういうのはどういうふうな形でお決めになったのでありますか。

それから、業者の制限ということについては、あります。私は、もちろん福祉タクシーとか、あるいは代行とかそういうものにも幅広く該当させていくのかどうか、その辺じゃなくて町のタクシー、これのみに限定するのかということについてもお尋ねしたいと思います。

さらには、空き家の件です。150万円、先ほどもありましたけれども、38ページの19節ですけれども、この150万円は一般の空き家で改修して一定の目的というのか、そういう定住のための、そういう改修をしたいということであれば、150万円を1件当たり限度として出すという、そういうものなのでありますか。150万円でありますので、その点の内容についてもお聞きしたいと思います。

それから、41ページの13節の償還金ですが……

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田君、38ページまでです。よく見て言ってください。

○10番（角田 勝君） はい、わかりました。失礼しました。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） まず1点目でございますけれども、会計年度任用職員については、先ほど田中議員にはご説明したかと思うんですけれども、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成32年4月1日に改正されることから、今回このような措置をするということでございます。

あとは、予算項目でいいますと、32ページにあります9節の旅費、特別旅費ということで171万4,000円計上してございます。これについては、議員おっしゃるとおり県のほうに派遣するというので、今現在1名の職員が派遣されております。今度4月から、また1名を新たに実務研修生として派遣をするということで、これについては能力向上等も含まれるのかなというふうに思っております。

日本非核宣言自治体協議会分担金、これにつきましては平成25年度より予算のほうは計上し、支出をしているところでございます。これについては協議会のほうにお金を負担するというので、その協議会ではそういうPR活動等に使っているのかなというふうに思っております。

あと、ふるさと納税の返礼品でございますけれども、これについては先ほど上野議員からあったように、高額納税者については花火の打ち上げ、さらには米、あとはジネンジョの返礼品を送っているところでございます。

免許返納者に対しましては、対象は要綱をつくりまして、予算が通れば4月1日から返納した方に対して行いたいというふうに考えております。

また、事業者、何を使うかということでございますけれども、今現在では町内にあるタクシー業者をお願いしようかというふうに思っております。代行については、あくまでも車を持っている方がお願いする部分かなと思っておりますので、代行については考えておりません。

空き家改修につきましては、定住・移住で入る方については、空き家になっているところの改修、リフォーム等に要する経費ということで、最大150万円を補助するというので計上したところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 例えばタクシーの件、いわゆる免許返納のタクシーの件については、町内でも福祉タクシーをやっている人もいますけれども、そういう町内福祉タクシーなんか含まれるわけでありませうか。その点お伺いしたいと思います。

それから、私がふるさと納税の返礼品についての質問では、特に謝礼をした、謝礼というんですかね、そのたびに送ったりしたジネンジョやその他の米とか品物ですね。こういうものなんかに対する受け取った方の感想とか声とか、そういうものなんかは寄せられているんですか。そのこともお伺いしたかったわけでありませう。

また、ジネンジョなんかについては途中でなくなってしまうんだということもちょっと聞いたんですけれども、それはないんですか。そのことでありませう。

それと、この非核宣言のあれについては25年度から、私ちょっとこの項目、何かのあれで見ていたのか、初めてのような気がしたんですけれども、2万円ですいろいろな活動でもやるんだらうと。ただ総務課長が言うように、そういうことに使われるんであらうというふうな、2万円ではありますけれども、これと似たような分担金とか協議会費とか促進費とか協会費とかという補助はいっぱいあるんですよ。

ですから、2万円であらうとどういふふうに使われたのかということ、総務課長も胸を張って言えるような、そういう資料というのは送ってよこさないんですか。そういう内容をきちっと知っておく必要があるのではないかと思うんです。

例えば、F I T構想なんてもう何十年もやっているんですよ。しかしこれ、窓口にあるいろいろなパンフレットがそのF I T構想に対する、福島、茨城、栃木のそういう構想なんかもありますけれども、それだけでもこれぐらいのあれなのか、もう終わってしまうのか、具体的には浅川町がそういうF I TのみならずI C Tとかいろいろありますけれども、そのためにどういふふうにと町に役に立ったのか、こういう観点で報告なり、会計の決算前に行事の報告なり、そういうものが来ていないのかというふうな、私ちょっと疑問を持ったもの

ですから、その辺もお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 免許の返納につきましては、先ほど申し上げたとおり、町内のタクシー業者を予定  
をしているところでございます。

〔「福祉タクシーもやっているから、それはじゃあ、いいんですね」の声あり〕

○総務課長（小針紀喜君） いや、一般のタクシーを想定しているところでございます。

ふるさと納税の返礼品の声ということでございましたけれども、米についてはたしかおいしいということで、  
私も聞いています。また、ジネンジョも非常にいいものだということで、何人かの方からは声を聞いておりま  
す。

あと、非核宣言の自治体協議会の部分に関しましては、定期的に会報なり資料なりはいただいているところ  
でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） その福祉タクシーは町内であっても、それはだめなんですか。

私ぜひ、こういうことであれば福祉タクシーなんかも町内でやっている人がいるわけですね。そういう業者  
も対象だというふうに依頼、ぜひ実現してほしいと思うんですですね。そんなに大きなものにならないと思  
います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 免許返納につきましては、町内の事業者であるタクシー会社に委託をしたいとい  
うふうに考えています。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

3番、須藤浩二君。

○3番（須藤浩二君） 今の免許返納者タクシー利用料について、ちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

4月1日からの返納者に限りの利用ということですが、既に多分これ、4月1日からとなると、1月、2月、  
3月に返納してしまった人からはかなりのプーイングが出ると思うんですね。

ですから、もう少し利用者に関しては考え直していただきたい。例えば、80歳以上で、去年でもいいです、  
何年以内に返納した方を対象とするとか、もうちょっと考えていただければと思いますが、いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 時期を設定しないとしないのかなというふうに思っております。さかのぼると1  
年前、さらにはもっと前までという話もあろうかと思えます。そういうことが絡んでいるから4月1日、予算  
の施行になる4月1日からということで考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 3番、須藤浩二君。

○3番（須藤浩二君） 確かに期限を切るというか、対象を切るというのは確かに必要かもしれませんが、もう

既に町内の方々には、こういうものが30年度予算で出るというのは周知されて、耳に入っている方もいるんですよ。

そうするとこの内容を聞いてがっかりすることが、私は、せっかくなにか事業をやるのに、それが町民にとって利用できない人ができてしまうのは非常に残念である。期限を切るという意味もわかることはわかるんですけども、もう少しその辺を考え直していただければと思います。答弁は同じになると思うので結構です。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） それではここで10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出の質疑を行います。

2款2項徴税費について、39ページから41ページ。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 41ページ、2款2項2目の41ページの14節の一番下に、コンビニ収納システムソフトウェア使用料ということで152万3,000円計上されております。このコンビニ利用、利用するコンビニは浅川町には現在3カ所あるんですね。これ、3カ所全部を前提に予算計上していらっしゃるんでしょうか。

それともう一つ、毎年152万3,000円かかるということなのか、それともこれには設置費用も入っているということなのか、それについてもうちょっと詳細に説明をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 2款2項2目の14節使用料及び賃借料、この中の一番最後のコンビニ収納システムソフトウェア使用料についてですが、利用できるコンビニは浅川町内にありますセブンイレブンさん、それからローソンさん、それからあと、ほぼ全国どこにでもありますコンビニは使用できるようになっております。浅川町は全部使えます。

〔「3カ所」の声あり〕

○税務課長（菊池三重子君） はい。あと、その機械等の設置ということなんですが、コンビニに行ってもらいますと、公共料金等の収納とか、あとは自動車税の納付なんかも今もうできるようになっていまして、バーコードが表示されている納付書、それを読み取りしていただいて収納できるようになりますので、特別機械等の設置等ではなく、計算センターさんのコンビニ収納に使用するソフトウェアの使用料となっております。毎年かかります、同じく。

以上です。

○8番（田中重忠君） はい、了解です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか、ほかに。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 同じ場所の23節、償還金、利子及び割引料の200万について説明をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 同じく23節の償還金、利子および割引料につきまして、現年度分の過納分につきましては現税の歳入のほうから還付するのですが、過年度分の過納分とかが出てきた場合に、過年度分についてはもう会計が既に締まってしまっていますので、歳出の19節のほうより還付となります。その出てきた場合の措置としまして200万、30年度は計上しているところであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 200万計上しているわけですから、それ相当の実績なり、今後そういうものが出てくるという予想というんですか、そういうものが記載されているんだと思うんですが、それはどういうことなのでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 毎年同じような額とか予定しているものではなく、所得の修正申告等がありまして、住民税の額に変更が生じた場合とかで、今まで納めてもらった税金が過納になっているような場合に、この過納になった分を還付するという予算でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いや、それは何となくわかるんですけども、ただ、200万という金額が計上されているというのは、この実績や見通しというんですか、推計というんですか、そういうものはどういいうふうになっているんですか。例えば固定資産税は滞納が今のところ出てきて、見直しが出てきて見直されて今度は安くなっていくというようなことが出てきて、そういう修正なり過誤なり出てくるという、そういう200万の根拠というんですか。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 固定資産税についてはほぼありません。出てくるとすれば住民税とかが主なもので、この200万につきましては例年どおりの計上となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

○10番（角田 勝君） ちょっといいですか。

○議長（円谷忠吉君） 答弁漏れですか。

○10番（角田 勝君） 私が言っている趣旨に合わないというか……

○税務課長（菊池三重子君） 毎年何が出てくるという予想はちょっとできないんです。その修正申告等が出てきた場合に還付が生じた場合、個々の過年度分についてこの償還金のほうから還付するということになってい

るものでありまして、何から幾らが出てくるような、そのケースを……

○10番（角田 勝君） 実績としてはどうですか、実績は。

○税務課長（菊池三重子君） 実績ですか、その年によってまちまちなので、還付、多く納めるということは過年度なのでないのですけれども、修正が出てきた場合、法人税とか、あと住民税、そういうものの修正が出てきた場合対応するというようになっておりますので、予定とかはちょっと立ちません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私1点だけ伺いたいと思うんですけれども、滞納の徴収に当たっては滞納者の事情をよく……

○議長（円谷忠吉君） 何ページですか。

○9番（上野信直君） 今のです。滞納の徴収に当たっては滞納者の事情を、話を聞いてよく勘案して、血の通った対応をするという従来からの姿勢に変わりはないですね。伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） はい、ありません。

○議長（円谷忠吉君） 6番、笹島亮二君。

○6番（笹島亮二君） 徴税费の中の8節の報償費の中で、これ珍しいな、おもしろいなと思ったのは、たばこ優良販売店等町長賞記念品代1万3,000円とあるんですね。これは今までもずっとやっていたんですか。そして、何を目的にこれはやっているんですかね。たった1万3,000円なんですが、今、減煙運動とか、たばこに対して厳しい時代なんでしょうけれども、たばこを奨励するような項目じゃないかと思うんですけれども、これは果たしてどういう販売店が対象になるんだか、ちょっとお尋ねします。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） これは、棚倉町にたばこの販売のほうの組合といいますか、そちらがありまして、毎年1回たばこの売り上げに、多かったお店屋さんとかそういう販売店さんに対して表彰を行っております。その表彰の記念品代としてこの金額を上げてあります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 6番、笹島亮二君。

○6番（笹島亮二君） ちょっとおかしいんじゃないですか。だってたばこ販売店というのは個人の販売店でしょう。個人販売店の組織に、それは販売店の皆さんが責任を持って表彰したらいいんじゃないですか。なぜ公費を使うんですか。幾ら組合とはいえ。公費を使って販売店さんを表彰するって、たばこ税が入るからという意味合いなのかもしれませんが、そういう、でもちょっと納得できないような気がするんですが。それは棚倉にあるんでしょう。そうすると浅川の販売店が全て入っているんですか、それに。加入しているんですか。今、浅川の販売店、何軒あるんですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） たばこ小売商協同組合という組織があります。これは東白川郡が中心で、棚倉町にその事務局があって、東白川郡の町村と石川郡で、浅川町が、その小売商という組織のたばこ小売商店組合という

か、それがあって年に総会を開いています。役員も理事長も理事もいます。私どもの町の小売店の皆さんも行ってきます。その年間行事の中で、禁煙とか分煙とかはかかわりありません。たばこを売っている商店の組合ですから、それが小売商組合のほうから各町村に年間の売り上げ人員を絞って、こういう人を町で表彰してくださいという依頼がきます。総会にその依頼に基づいてその売り上げの多い商店に表彰状と感謝状を各町村が渡しています。そういうことで、この依頼の賞品の、つまらないものですが、それをその売り上げのよい小売店に依頼をされて、各町村長が総会に行って表彰をするということでもあります。ですから、各町村の年間のたばこ税の収入も全てわかります。浅川は極端に少ないです。ほかの町村は、この分煙とか禁煙とかかわりなく伸びています。そういう状況の中での、このたばこ小売商組合の中の総会に依頼されている賞品の代価を計上したということでもあります。

○議長（円谷忠吉君） 6番、笹島亮二君。

○6番（笹島亮二君） ちょっと理解しがたいんですけどね、その小売組合から依頼されて、町が表彰してくださいと依頼されて表彰するということは、町が主体になって表彰するんじゃないでしょう、それでは。そして公費を使うんでしょう。それじゃおかしいんじゃないですか。例えばほかの業種で、みんなまだしているんですよ、商売やって。だのにみんな税金納めているんですから。どこかの組合が、例えば魚屋さんの組合が表彰してくださいと言ったらやるんですか、じゃ。同じでしょう。昔の3公社5現業なら話はわかりますよ、それは。今は民間ですからね、たばこは、完全に。それは、その石川郡、東郡が一緒になってやっているというのはいいですよ、それは、広域性がある。けども、たばこに限ってこういう、これでは販売店から依頼されたからやるという、これはちょっとほかの組合で聞いたら驚くんじゃないですか。民間企業ですからね、今は。たばこ産業は。どうなんですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 企業に表彰するのではなくて、町の小売店というものをたばこ組合では選任をして今年の売り上げの多いのはどこの商店ですよ。ですから、それにいわゆるそれは長い歴史の中でのたばこ税の納付の問題があって、じゃそういうものを、むしろたばこ税の収集というのは物すごい財源であって、そういうものを奨励した形が残っていて今の姿になっているんじゃないですか。だから、そういうことをやめるといふことになれば、ただ私どもの町にもただやめるといふわけにはいかないと思います。これは小売商組合の中に入っているという組織等、あれながら、総会に行かないこと自体でさえも批判されるんですから。ですから総会にも参加し、その場で表彰を各町長が総会の中で自分の町の小売店に対して表彰するということですから、別に5現業とか企業とかではありません。いわゆるたばこ、今は社会悪になっていますけれども、たばこに対する批判だけではなくて、小売業としての成績に対する表彰ということでやっていますので、その辺は過大だと言えば過大かもわかりませんが、これは依頼であって別に間違ったことをやっているわけではありませんので。

○議長（円谷忠吉君） 終わり。5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 私もこれ関連して、私はこの奨励品代の、この奨励、やめるべきだと思います、やはり。たばこを吸う吸わないは、それはもう本当に個人の自由です。やはり今6番議員が言ったように、本当にあくまでも個人だと思いますよ。それをひとつ、こういうふうにやってしまうと、じゃ酒を飲む人、何々する人と

いうふうになると、いろんな形で問題が出てくる可能性がありますよ。それで、私は、この題目というのは初めてなんです。ですから、やはりそういう町民が不満に思うこと、あることはやはり私は、この奨励自体はもうやめるべきだと思いますが、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 特別何というか不満があるかないかは別にして、いわゆるこの流れというのは、たばこ税というのは非常に財源にとってありがたい、重要というような意味合いがあって、それにパチンコ屋さんとかいろんな各町村にあったときには大変なたばこ税の収入なんです。そういうものに対する、売り上げに対する納税の、結局、総会に花を添えてという表彰だと思うんです。だから、一様にこれは悪いからみんなやめてということは、今の時代ならそういうふうになるんだと思うんですが、当時これを入れたことにはそういうことではないと思います。だから、これは話し合いをします。浅川はやめるよと。浅川はやめるよとなったときに、一体ほかの町村はどうなのかと。それは私どもの判断とは別な話ですから。そうすると、私もたばこ小売商の皆さんなんかありますから、だからそれは東白川の小売商から脱退しますということになるんだと思いますよ。そうすると、これはどういうことだと。駅とか公共施設とか、何回か皆さん小売商をやっているたばこの販売店の皆さんが一同に出て、社会清掃活動もやっているという、そういうボランティアの部分もいろいろやっているんです、たばこをこなされながら。だから、そういうものもあつてのいわゆる表彰であつて、議会からだめだと言われればだめな意見はちゃんと報告しておきたいと思います。ただ、今年度はこれで皆さんにそろえてあげたいなというように思っています。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） この総会のときにぜひお話ししてください。個人の意見になってしまいますけれども、たばこ吸って、今がんになるとかのたばこにも書いてあるんですよ。それを財源のためだからという、じゃもっと売り上げしようという話も出てくるかもしれないですよ、そういう危険なものを。それをあくまでも町のほうで、やはりこの奨励品として勧めるのは私はいかな、勧めているわけではないでしょうけれども、私はぜひこの記念品と奨励は、私はやめたほうがいいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 私は総会でやめろなどということまではとても言えませんので、事務方からこういう話がありましたよとは伝えておきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、2款3項戸籍住民基本台帳費について、42ページから43ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 世帯分離について伺いたいと思います。以前、一般質問で議論をしたことがあるんですけども、浅川町は世帯分離の申請があつても本当に分離しているのかどうかという独自の物差しでもってそれを判断して、申請になつても認めないというようなことを平気でやっている、全国的にもまれな自治体でありますけれども、現在もそういう状況が続いているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、坂本高志君。

○住民課長（坂本高志君） 世帯分離につきましては、以前議会で議論されたということは伺っております。世帯自体、住民戸籍台帳法に基づく世帯については適正な形で一応法律的には認めるという。1世帯の形成をなす形を定義しているわけですが、特殊なケースというケースもございます。例えば介護保険を受けていて地域特例を受けていらっしゃる方とか。そういった形で一部特例的なものは認めておりますが、ただ単純に世帯を分離するという形で、それは本人の意思によって世帯を分離するという形は今のところ安易に認めていることではありません。

以上です。

○9番（上野信直君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、2款4項選挙費について、44ページから47ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 選挙費に関して、期日前投票について伺いたいんですが、現在の期日前投票は役場の入口を入ったところの狭いところでやられております。利用者からは立会人とかがすぐ後ろにいて見られているようですごく嫌だという声を幾つか聞いております。それで、この場所を移すということをぜひ検討していただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 以前は議会事務局で選挙を持っていたときには2階のほうで、その当時は不在者投票でありましたけれども、やったり、あとは小会議室のほうに上がっていただいて投票をしていただいたこともありました。その辺で靴を脱いで役場内に上がるというのも抵抗があるということで場所を定めたわけですが、少しでも投票しやすいように工夫はしてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） それで、今度図書館ができて公民館の今まで図書室だったところが恐らく会議室として利用になるのかな、というふうに思うんですが、ああいうところも私はなり得ると思うんです。それで、利用者はなるべく土足で入れるようにということで、マットか何かずっと引いてもらって土足で入ってできるというようなことも私は可能ではないかというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

答弁はいいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、2款5項統計調査費について、48ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、2款6項監査委員費について、49ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、3款1項社会福祉費について、50ページから56ページ。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 50ページの3款1項1目8節、民生児童委員活動費ということで110万1,000円計上されておりますが、この民生児童委員さんの活動というのは具体的にどのような活動をなさっているのか、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 民生児童委員の活動につきましては、民生委員と児童委員、2つに分かれるものですが、民生委員につきましては担当地区の要援護者の見守り、そして生活保護の調査、それから準要保護の調査等の活動を行い、常に担当地区を巡回していただいております。児童委員につきましては2人いるところでございますが、町内全域の児童に関する修学援助等の助言等も行っているところであります。全体で18人のメンバーということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） そうすると、ただいまご説明ありましたが、全体で18名、そうするとそのうちの児童委員さんが2人、あと、民生委員さんが16名ということでよろしいんですか。

それと、53ページの13節委託料の中の居宅老人福祉対策事業委託料213万円計上されておりますが、この詳細について説明いただきたいと思います。

それと、同じく54ページ、3款1項3目の19節、ページは54ページになります。ここにあります住宅介護支援事業所事業拡張に伴う運営費補助、この100万ですか、この3点についてお願いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 民生児童委員についてはそのとおりでございます。

次に、53ページ、3款1項3目の13節委託料の居宅老人福祉対策事業委託料の213万円でございますが、この事業につきましては、紙おむつの支給事業としまして、毎月紙おむつを50人を予定しまして十二月分を計上したところでございます。紙おむつの引換券ということで交付しておりますので、その郵送料も含めて計上したところであります。月額3,300円を上限ということでありますが、在宅の高齢者、要介護3以上の方に対して支給する事業でございます、社会福祉協議会に委託しております。

次に、54ページの住宅介護支援事業所事業拡張に伴う運営費補助でございますが、これにつきましては、居宅介護支援専門員の増員を社会福祉協議会のほうで行ったところでございますので、居宅支援事業については、さきそうと社会福祉協議会2つで行っていたところでございますが、どちらについても黒字でなかったということで、社会福祉協議会1本にしたところであります。社会福祉協議会の運営が順調にいくまでの間、一時的な人件費の補填ということでありまして、100万を計上したところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいま、最後にご説明いただいた住宅介護支援事業所事業拡張に伴う運営費補助とい

うことについては、いわゆる社協のこの事業が軌道に乗るまで、採算がとれるまで補助金という考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） そのように考えていただいて結構だと考えております。これについては介護報酬をいただいて運営することになっておりますが、2人から4名に増員しまして、1カ所で運営するというところで、平成30年度からその運営がスタートすることになりますので、当面の運営資金ということで計上したところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 恐らく3款1項1目に予算計上されるべきものだというふうに思うんですけども、昨年度つくるという話だった暮らしの便利帳の暫定版というんですか、これは新年度もつくらないんですか。それともどこかに予算が計上されているのかどうか伺いたいというふうに思います。

それから、53ページのほうで、さぎそうのデイサービス昼食補助の減額になっております。200万円から138万円に減額になりましたが、その減額の理由について伺いたいと思います。

それから、55ページの3款1項7目の28節の国保繰出金、この中には一般事務費相当分なんですけれども、これは健康カレンダーの作成代も今回の補正予算のとおり、国保以外の分だけ計上されていると、そういうふうに理解してよろしいんですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 暮らしの便利帳でございますが、暮らしの便利帳の更新については今回予算計上はされていないという、毎年更新しておりませんので、今回は計上していないと理解しているところなんです。

それから、2点目の昼食代の減額ということでございますが、特に人数の割合で金額を減額したとか、1回当たりの昼食代を減額したということではございません。

3点目の国保の繰出金については、今回の予算要求の中では国保以外の人数の事務に係る繰り出しということになろうかと考えております。きちんと世帯割で振り分けて対応していくことになるかと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、1点目の暮らしの便利帳については、もう内容がかなり現状と違っている部分が多いと思っております。本当は今年度つくるという話だったんですよ。それができないので、新年度に乗っているのかなと思ったならば、どこを見てもそれらしいのがないのでお尋ねしたんですけども、もう今各家庭に配られている暮らしの便利帳は、保育時間も違うし、保育料も、幼稚園なんかまだ何千円もお金とりますというふうになっているんです。かなりもう古い情報であって、これは早急に暫定版をつくって出す必要があるというふうに思うんですけども、改めて伺います。

それから、2点目のさぎそうのデイサービスの食事の補助については、これは実績に基づいてこのように計

上したというふうな理解でよろしいですか。伺いたいと思います。

それから、3点目の健康カレンダーについては、この国保繰出金の一部事務費の相当分の中には健康カレンダーの国保以外の方の作成分も入っていると、こういうふうに理解してよろしいですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 暮らしの便利帳につきましては、確かに保健事業、日々変更がございまして常に変えていかなければならないとは考えております。その情報については、できるだけ町のホームページの中で、こども園の内容等もなるべく早くということで情報を提供してございます。なお、暮らしの便利帳については今後検討していきたいと考えております。

2点目の昼食代の減額についてはそのとおりでございます。

3点目の国保の繰出金については、国保の世帯分のみ繰り出しを行うということで、国保以外の世帯分については繰り出しをしないということで整理しています。前年については国保以外の方も国保の中で支出しておりましたので、国保の世帯分のみ繰り出しをしていくということで整理していきたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、1点目の暮らしの便利帳についてはホームページに書いてあるというふうにあるんですけども、やはり誰でも手軽に見られる暮らしの便利帳というのは、またホームページとは違うと思うんです。ある程度の高齢者でも手元に置いておけば、ああ、町にこういうあれがあるんだというのはわかるわけですから、ぜひ新しい町の基準に基づいた新しいものをつくっていただきたいというふうに要望しておきます。

それから、国保繰り出しの一般事務費相当分なんですけど、きのうやった一般会計の補正予算の中には、全く同じ項目で国保繰出金の一般事務費相当分という、その中に国保以外の方のための健康カレンダーの作成費用が入っていたわけですね。それで、新年度はそうやってつくるんだということなんです。じゃ、新年度、次の年のために健康カレンダーをつくらなくちゃならないわけですけども、ここに入っているんですかという質問なんです。入っていないとしたらこれは何かおかしな話になると思うんですけども、入っていますよね、一般会計以外の方の健康カレンダーの作成費用。どうなんですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 国保の健康カレンダーの分でございますが、この一般事務費相当分というのは、電算の委託料とかが含まれてまいります。国保のカレンダーということになりますと、委託料相当分としての中に入ってくると理解しておりますので、その中では国保の繰出金以外の分の委託料、さまざまに電算会社の委託等もございまして、国保以外の分が入ってございましたら精査したいと思いますが、国保の分のみ繰り出しをしていくという考えでおります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私も、1つは、今、住民福祉課長、9番議員が言われたいわゆる健康カレンダーの件、これは何か答弁聞いていてもちょっとわからないんですけども、前に9番議員からも指摘があって、国民健

康保険の健康カレンダーそのものは国保から出せば、それはおかしいのではないかと、国保の負担で。それはやっぱり全世帯に出しているのがありますから、社保の分も含めて町がきちっと全部、何とかいいますか経費をもって各家庭にひと口で出していくのが、それが正しいやり方だろう。そういうふうには指摘して、この30年度の中ではそれは是正されたのかなと思ったんですが、それはどうなんですか、そういうふうには、いろいろ、今あったんですけども、よくそれがわからないんです。やっぱり健康カレンダー、これについて、本当に便利なんです、書き込む欄もあって、あるいは子供の写真なんかも時には載ったりして、私もあれ愛用しているんです。それが国保の会計から出されていたんです、以前は。そうじゃなくて、やっぱり一般会計からということで、この一般会計に、私は社保も含めて乗ったんだと思っていたんですけども、そうではないんですか。そうではないように、今聞くとするんですが、その辺が、わかりやすくご説明をお願いしたいと思います。

2つ目は、この緊急通報システムの機器の賃貸業務委託料で119万8,000円……

〔「何ページですか」の声あり〕

○10番(角田 勝君) これは53ページです。委託料の中で13節で。これは特に高齢者のひとり暮らしの家庭なんかには万が一のことがあったときに、もうナンバーを回したり携帯をいじったりしなくてもきちっとそこに通報のボタンを押したりすればちゃんとつながるといって、非常に私はいいいものだと思うんですが、ただ、ひとり暮らしのお年寄りでも希望しなければ、申請しなければだめなんですか。そうでなくて、こういうことがあるからぜひつけてくださいというようなことで、回覧板を見ていましたけれども、そういう限られた家庭でありますから、ひとり暮らしの高齢者のそういう面では、全て私が入れる必要があると思うんですが、それは入っていないところについてはどういう事情なんでありましょうか。そしてそれはやっぱり、ぜひつけるようにしてほしいのと、こう思うんですが、その点であります。

○議長(円谷忠吉君) 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長(須藤寿行君) 国保の健康カレンダーの件でございますが、なぜ国保特会で費用を出すかといいますと、国保特会の中の特別調整交付金、これに該当するところであります。健康カレンダーの費用については国保事業の中で支払いをしまして、それで特別調整交付金をいただいてきた経過がございます。それを全て一般会計で出すということになりますと、特別調整交付金の該当にならなくなりますので、国保分だけの世帯の、今後対応していくことになろうかと思いますが、国保以外の世帯の分についての繰り出しです、国保に入っていない人の分は特会に入れるという形で補正でも対応したところでございます。それと同じような形で対応したいと思います。

それから、緊急通報システムの、希望しないということですが、これについては、民生委員さんそれからケアマネジャーさんとか、高齢者宅の見回り、巡回をしまして、その方がどうしても緊急通報システムを入れないと危険なんじゃないかと、ひとり暮らしのところでは該当するんじゃないかと、そういうことを調査しまして、希望があれば装置をつけていただくということですが、全員の方ということには現在のところなっておりません。

以上です。

○議長(円谷忠吉君) 10番、角田勝君。

○10番(角田 勝君) ちょっと私、前の段の健康カレンダーの件なんですけれども、国保の特別交付金で国

から来るので、国保の家庭についてはその金を使って出すと、そして社保の場合には町の繰出金で負担するんだと、こういうふうな二重になるわけですか。そうすると、国保の交付金は来なくなってしまふから。そんなことあるんですか。国保の家庭でなくて社保の家庭にもそういうものは町で出すんだということであれば、国保のある人は来るんでしょう。それは必ず一緒にやれば交付金は来ないと、こういうことになるからこういう形をとったんだということなんですか。その辺もう少しわかりやすく、ちょっと分からないんです、私も、ちょっと。

それから、緊急通報については今話がありました。ただ、全てにわたっていないというのは、全ての人が、ひとり暮らしの高齢者なんだけれども、通報を使うかどうか、そういう危険が及んで、考えられない、そういう人はやっていないんだというふうには、私は逆に考えたと言われたような気がするんですけども、私はそんなことないと思うんです。もう75歳以上過ぎた、あるいは65歳以上過ぎたひとり暮らしのお年寄りなんかは、今健康でも、いつ何ときそういう緊急事態が起こるかわからないからこそ、こういう事業をやっているんでしょう。だからそれは全員にやっぱり無料でそれをやっているわけですから、そういうことをやっていくというのが建前じゃないんですか。調査して、この人はそういう危険がないからいいんだというような、こういうことはちょっと私合点がいかないんですけれども、その点と、もう一度。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 国保の健康カレンダーを国民健康保険の制度の中で支出しますと、特別調整交付金というものが、全額ではないですが額的には相対的に考えられるものですが、特別調整交付金の該当になります。このために国保の委託料の中から健康カレンダーを出しておりました。それを町全体だからということで、一般会計で全て出しますと、国保の特別調整交付金には当然該当しませんので、該当する、少しでも補助がもらえるところで支出してきた経過がございます。このため、国保世帯の分については国保の中の委託料から支出して、委託を1本で発注しておりますので、国保以外の世帯の分については一般会計から繰り出しをしていただくという形をとることになろうと思います。

それから、緊急通報装置については、希望がある方に対しては設置を行っております。ただ、これについては民生委員とかそれから介護ヘルパー、それから高齢者の支援委員等、高齢者宅を巡回しております、希望があつたり、この方にはつけなければならない、見守りが必要だということについてはお話をし、希望があればつけているところでありまして、全員が希望をしているかということ、そういうことではないように聞いておりますが、どうしてもプライバシーの件がございますので、全員つければ確かにいいのかもしれませんが、これは費用も所得に応じてかかるということもありますので、その辺についても全員が希望しないところだと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） このカレンダーについては、国保の中で交付金が来るから、それは全額カレンダーを出すからその交付金の中に入れ込むんだという、そういうものではないと思うんです、私は。そうすると、国保の会計の中で出すという、そういうものからすると、片方は若干とも国保の会計の中に食い込む、そういうものもあるんだと思うんです。片方は、今度は社保の分についてはことしから一般会計できちっと持って出す

から、ほぼ平等だろうというんですが、それもまたちょっと違うんじゃないかと思うんです。例えば国保の会計の中で、全てにわたってこの交付金が、100%このカレンダーを発行するから、例えば100万かかれば100万そっくり来ますなんて、そういうものではないでしょう。そうすると、それを幾ばくかでも国保税の中での特別会計の中で負担しながら出すということにもまたなってくるんです。そここのところは、やっぱり私はいろいろ工夫してもそういう差が出てくるというんですかね。ですから、一番いいのは全ての世帯にわたって出していくというのがいいんだと思うんです、無料で。それは、そういうことやるのはだめだと、本当に交付税に算定しないんだという、そういうことは私はないと思うんです。

その点と、先ほどの2つ目の緊急通報の部分も、何か私、ちょっとそこがわからない。65歳以上の高齢者でひとり暮らしの家庭というのは何戸あるんですか。そしてその中で何戸、今この緊急通報システムが入っているんですか。これ、希望しないというけれども、希望してもしなくても、それは緊急なことは起きるんですよ。そうすると、プライバシーだから私はとにかくそういう電話は要らないんだと。そんなのは要らないと強力に断ると人は、私はいないのではないのかなと思うんですけれども、こういうシステムでこうなれば、少しでも早く、緊急事態になって医療費なんかも逆に安くなるわけですから、国保なら国保、後期高齢者なら後期高齢者の医療費なんかも、もう1時間おくれれば大変だったというふうなことだってあるわけですから。だから、幾世帯あって、どのぐらい入ってということ。私は全戸に、そういう高齢者のひとり暮らしですよ、入れるべきだと思うんです。むしろ説得しても入ってもらおうということが医療費の軽減にもつながるということ。とです。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 整理して私が答えます。

1つは、健康カレンダー。健康カレンダーは、私は年月は覚えていませんが、ちょっと古い話で、健康カレンダーというのの始まりは何だと。私は白河市のある知り合いの家庭に行ったら、このうちの町がつくっているよりももっと素朴な健康カレンダーがあって、そしてこういうカレンダーがいいねということで、そのカレンダーのひな形を私いただいて、そして当時、どなたか忘れましたが私の大先輩の担当課長さんに、こういうものをとて、町民が生活習慣病から食べ物から、あるいは日常の医療業務から全てがあって、こういうものをうちの町でも、課長さん、つくったらいいかなということが事の始まりでつくりました。あれから20年以上たっているんだと思います。それで、今までずっと国保会計の中で賄いをし、全家庭に配ってきたんだと、私はそう思っています。ところが昨年ですか、上野議員から、これは国保の金で一般世帯に配るのはちょっと金の出し方がまずいだろうということになって、言われてみるとなるほどなということの反省点に立って、先般、補正予算の中に国保の分と一般会計の分を分けた予算措置をして配りましょうということになり、そこはそうですね。じゃ、これはちょっと金の出し方の方法が不明瞭だったんじゃないかと、わかりづらいうという指摘ですから、私、これ、今年度新しい保険者も県にかわるわけですから、今度県にかわったときに、こういうカレンダーとかと繰出金とか補償制度が調整があるのかなのか、私は今のところまだ担当者も定かではありません。そうあって、そういうのを見きわめながら、次年度は、こういう国保はどうの一般会計がどうのじゃなくて、もういつも一般会計で全部つくと、そして配ると、そのほうがわかりやすいと思っているんです。そういう方向でしっかり検討して来年度臨みたいと思っています。ことしは補正予算でも上げていただいたよ

うに、分けてやることはひとつご承認をいただきたいと。きのう、いただきましたから。

それから、緊急システム、これ、アイネットという総元締めのある会社があります。それがベルを送ります。そうすると、本人がそのベルを常に持っているか、あるいは枕元に置くか、あるいは風呂にもあるか、あるいはトイレにもあるか、その倒れた状況によって会社のほうに通報になることになっています。その会社はその地域にもあるんですが、一々飛び出すことにはできませんので、そのアイネットシステムに一番直近の、いっとういう状況でもすぐこの利用者のところには飛んで行けますよという契約が成立しないとできません。その契約、例えば私が契約したときに、あなたのことなんて誰も見ないよと、そういう人はいないよとなれば、それはなかなかつけることはむずかしいです。ですから、まず最初にそういう対象者を見つけることはというのは地区の民生委員の皆さん方にお手伝いをさせていただいていますが、どうしてもこの人につけたいというときには、一番近い、一番何事があってもその介護なり救急に対応できるような体制をつくるのがまず1つ。

もう一つ、煩わしくていやだと、こういうひとり暮らしの方もいます。そういうものを、または自分の健康状態で断る人もいます。ですから、最終的には本人が希望し、あるいは地区の民生委員さんが、これは危険だよと、これは一人では置けないよという人に対しては、積極的に民生委員の皆さんなり町の担当が詰めて設置をしてあげたいと思っています。ひとり暮らしの安全あるいは緊急の場合の確保、そういうものは守られなければなりませんし、孤独死をしていましたなんていうことでは困ります。むしろ、つけていても亡くなっていた人があるんです、うちの町に、つけていても。それはなぜかという、幾ら鳴らしても出ない。しかし戸はきちっと閉まっている。常日ごろ散歩なんかに出ているんで、きょうもおばちゃん出て行っていないんだなと思ったら、もう3日も前に、つけておきながら亡くなったという事例もありますので、本当に一刻を争う事態もありますから、この緊急システムについては、今後本当に町民の命を守る、町民の暮らしを守る、そしてひとり暮らしを守る、こういうものをもうきちっと基本について、この緊急システムの今後の利用のあり方は民生委員さんを通じ、あるいは担当課も極力そういう危険度をなくすために最大限の努力をしてもらいたいと思っています。ただ、ひとり暮らしとかそういうものの人数等については事務方から詳細に、今わからないでしょうから、後で報告をするようにいたしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

保健福祉課長。

ちょっと、答弁、答弁。

8番、田中君、何ですか。

○8番（田中重忠君） これは質疑ですので、ちゃんと質疑の趣旨をきちんと捉えて、そして明確に答えられないもの、資料は手元になくて答えられないものについては、午後から答えるとかというふうに切りかえてやっていただかないと、お互いに納得するまで続けていたんでは、これは質疑の形がちょっと違ってきますんで、その辺、整理をお願いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） ひとり暮らしの高齢者ですが、介護保険計画にもございまして、ちょっと古いんですが27年の10月段階で191人、今もっと多いかと思いますが、正確な数は今は把握しておりません。それ

で、このシステムを導入した方につきましては20人の利用となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、3款2項、児童福祉費について、57ページから59ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 出生祝金の内訳、出産の内訳について1点伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野君、ページを言ってください。

○9番（上野信直君） 57ページですね。出生祝金の内訳と、あと子ども子育て支援計画というのはどういう計画をつくるのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 出生祝金の内訳でございますが、第1子、第2子につきましてはそれぞれ5万ということで計上しております。人数につきましては45人を計画しております。第3子につきましては10万円、これにつきましては5人ということで見込みまして、総額275万円ということでございます。

次に、子ども子育て支援計画委託料280万でございますが、第2期の子ども子育て支援事業計画策定に向けてのニーズ調査、アンケート調査を行う費用として計上したものでございます。この計画につきましては平成31年度に策定する予定となっております。

以上でございます。

○9番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 59ページ、15節の工事請負費の保育所の取り壊し3,500万。その上段13節で設計委託料が50万、こういうふうになっているんですけども、これは取り壊しの設計委託料なんですか。関連して、幼稚園の取り壊し工事はこのページではないんですけども、ちょっと申し上げたのは、幼稚園の場合のこういう設計費は計上されていないんですね。ですから、保育所だけのそういう取り壊しする際の設計料なのか、それともそうではないのかということが1つと、この取り壊しの経費の積算というのはどういうふうな計算をされているんですか。保育所でありますけれども、3,500万、あの取り壊しにかかるのかなど。それは公共事業としてやる場合の人夫の積算のことから始まって、そういう公的な積算をしなければならないからだと思うんです。例えば人夫賃だって、1人1万、あるいは危険な場合は1万5,000円だってないんでしょうから。ただ、普通にやられてはそこまでいかない人夫賃の中でやっておるから、保育所の取り壊しに3,500万もかかるのと、私ちょっと、業者の関係者とかに聞きましても驚いたんですが、積算の根拠がどういうふうなものであるのかということ、設計の経費が含まれているのも取り壊しの設計が必要なのかと。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 58ページになりますが、委託料で保育施設の設計業務委託料50万を計上してお

ります。これにつきましては、浅川町保育所の設計については既に終了しているところでございますが、取り壊し業務については年々非常に厳しくなっておりまして、アスベストの対策、それからPCBの対応等の検査等もやらなくてはならないということになっておりまして、委託につきましては福島市町村支援機構に委託してきたところで、設計書についてはでき上がっておりますが、今後、設計事務所との協議の中で、外壁の表面にアスベストがあるやに伺っております。それで、最終的な検査をしなければアスベストが入っているかどうかわかりませんので、そのための費用としまして50万円を計上したところであります。

それから、工事請負費につきましては今手元に資料はございませんが、あくまで県内的な通常の設計業務の積み上げによる積算をしたところであります。さまざまな中の、配管だの配線だの外に設置されている遊具だのの撤去の産廃の費用等もございまして、積算した結果、3,500万程度がかかるということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 確かにそれはそういうふうなことになるんだということだと思んですけども、ただ、そのために、壊すのに設計をするというのはどうも合点がいかないんですけども。だって危険なところについては、例えば壊していく間にわかるわけでしょう。そしたら、その壊したのを分別して、こっちはガラスで、こっちはアスベストなんだから、金属は何とかという、そういうふうなことで分別して、そして取り扱いには注意しながらやっていくというふうにしてやれば、設計をしなければ取り壊しができないというのは、ちょっと私もわかりません。専ら設計というのはつくるほうにかかって、壊すのにはかからないのかなと、これは一般的には、私ども素人の考えでありますけれども、一般的には住宅は、ガラスとかそういう金属とかいろいろ取り除いて、あとはガチャガチャとやってしまうわけですからね。そして、あとまた最後に細かい部分として土堀紙一枚まではがして、ちゃんと分別するということになるんですけども。ただそれには設計は要らないのではないのかなというふうに思って、たまたま幼稚園のほうを見たら、その設計費は入っていないんで、これは、保育所は特別な、そういうものなのかなというふうに思ったんですが、そうではなくて、国や県のそういう積算の数値等に基づいて設計もやらなければならないし、そういう取り壊しをやるからこそ、こうかかると、こういうことになるわけですか。そうすると、坪単価が幾らとか何とかという、そういうことではないんですね。最終的にはなるでしょうけれども。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 取り壊すためには、全て積算しなければなりません。屋根の鉄板の面積何平米、ですからその部分の取り壊しは何平米、幾ら。外壁のコンクリートの部分が何平米あるか。吹き付けの部分が何平米あるか、それによって壊す単価を掛けてまいって、そういうものの全ての積み上げで設計ができ上がることとなりますので、見立てで平米当たり幾らという積算にはなりませんので、設計業務が発生したものでございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 59ページの放課後児童健全育成事業費の中の備品購入費で、防犯グッズのネットランチャーを買うんだという説明だったというふうに思います。この、まずネットランチャーというのは何なのか。それから何個買うのか。そして誰が使うのか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 児童クラブの利用している部屋が、今3部屋ございます。その3部屋に各1つずつネットランチャーとさすまたを配備し、指導員の先生方に使っていただくということで計上したものでございますが、ネットランチャーというのは、鉄砲のようになっていまして網が飛び出るものであります。網が絡まって押さえつけるような、そういう装置となっております。それと、さすまたについては、二手に分かれて、棒ですか、それを児童クラブの各部屋に1セットずつ配備したいと考えておるところでございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） これでよろしいんですけれども、私はさすまたは理解できるんですけれども、ネットランチャーが防犯グッズとして有効かと。女の先生に、不審者が来て、危害を加え始めたような人だと思っんですよ、もう。ネットランチャー、鉄砲みたいなのを発射して網で絡めてとってしまおうというんですから。そういう危険な状況のときに、先生はまず子供を逃がすのが最優先ですよ。とてもそんな鉄砲を撃っている暇はないと思います。それで、鉄砲でうまく網が絡まればいいけれども、絡まらなかったら、ますます激高させてとんでもないことになりかねない。それで、恐らくこの製品は試し撃ちなんているのはできないと思うんです、1回使ってしまったらおしまいというものだというふうに思うんですけれども。つまり、訓練もできないと。だから、どの距離からどういう角度で発射すれば一番いいのか、周りに障害物があったらどういうふうになるのかなんていうのは一切経験できない。いきなりやってみろというものですよね。私はこういうのはどうかと。かえって危険なような気がしますけれども、それよりは逆に周りに非常事態を知らせて、周りから応援に来てもらうような、そういう仕組みのものの方が、防犯というか子供を守るためにはいいのではないかなというふうに思うんですけれども、よく検討してもらいたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） ネットランチャーを有効に使えるような場合もあるかとは思いますが。

ただ、これまで介護施設ふくじゅそう、社会福祉協議会、保健福祉センター、保育所、幼稚園等々、同じ形で配備してきたところがございます。ちょっと催涙スプレーだけは今回計上しなかったんですが、そこまではかの施設、神奈川の障害者施設の事件もございましたので、緊急にそのときは配備した経過がございます、同様に配備したところであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） それでは、1時まで休憩といたします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時00分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を行います。

3款3項災害救助費について、60ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、4款1項保健衛生費について、61ページから67ページ。

5番、江田文男君。

61から67ページ。何ページですか、江田文男君。

○5番（江田文男君） 64ページの13節の委託料、地域自殺対策計画策定業務、これ、新規だと60万円ぐらいするんです。私も聞いたと思うんです。それで、あれは確かに、最近、日本全国、自殺が多いと思います。それで、本町では新規としては60万円、本町では何をするのか、どのようにするのかお伺いいたします。

あと、もう一点。65ページのやっぱり13節、これも委託料で、産後ケア事業委託料、やっぱりこれも60万円なんです。本町ではどのようにするのかお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 64ページでございますが、地域自殺対策計画策定業務委託につきましては、国のほうで自殺対策に伴う法律ができたところにより、町のほうでも自殺対策の計画を策定する業務が発生したものでございます。若者を対象にアンケートを実施しまして、アンケートの集計、分析を行い、資料を作成するまでの業務としまして、60万円を計画したところでございます。

次に、65ページの産後ケア事業委託料でございますが、これは福島県助産師会に委託をしまして、国の切れ目のない子育て支援対策の一環となりますものでございます。産婦の心身の負担軽減や虐待予防を目的に実施するもので、1泊2日、または3日以上宿泊利用、また日帰りの宿泊利用に対する費用の9割を町が負担するものとなっております、生後7カ月未満の児とその保護者を対象としております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） でも、確かに、自殺対策というのは、本当に早急にする必要があると思います。

それで、うちの本庁舎の若者のアンケート、何も若者だけでなくたっていい。やっぱり、今の老人とか、ああいう医療事故というのはふえています。若者だけではないんです。やっぱり、そういうのは対象にならないんですか。それと、これ、いつごろ実施するのかお伺いします。

あと、産後ケアは、何かいいことに使うのか、いろいろ、それぞれに町が9割負担ということですが、やっぱりこれもいつごろ実施して、対象者は何人なのかお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 自殺対策の計画につきましては、4月以降、アンケート対象を若者のどの該当にさせるかも含めて検討に入るところでございます。

なお、毎年、自殺対策の事業については、全くやっていないということではなく、保健センターのほうで講演会等も行っております。残念ながら、若い方が余り参加になっていないということで、また小中学生については、各学校のほうで保健師が出向いて、自殺対策に関する啓蒙を行ったり、あと自殺対策の標語の募集を行っております。そういう中で、ちょうど若者と言われる該当の方が一番薄いということもありまして、そこに

着目してきたところであります。

それから、産後ケアにつきましては、心身に問題のあるお母さんと子供がいた場合に発生するものでございますので、該当がなければそのまま残るというものでございまして、29年度では、1件の該当があったところ  
であります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

[発言する声なし]

○議長（円谷忠吉君） ほかにありますか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 65ページの母子衛生費の19節の特定不妊治療費助成事業費ということで、20万の特定  
不妊治療費助成事業費と書いてあるんですけども、どういう内容の助成金なんですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 特定不妊治療の助成事業というものは、体外受精及び顕微鏡で受精を実施しま  
したご夫妻に対しまして、医療保険適用外の診療費を10万円を上限に助成するものでございます。ですから、  
2人分を計上したところでありますが、妻の年齢の上限を43歳未満、1年度の通算助成回数は2回まで、5年  
を上限として考えているところでございます。若干、県の助成枠よりも拡大したところで予算を考えたところ  
であります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○5番（江田文男君） わかりました。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 67ページ、4款1項9目13節の集団検診委託料について伺いますが、この委託料の積算  
は、一般質問でも述べた4種類のがん検診の自己負担があるという前提での算定でありますかどうか伺いたい  
と思います。

それから、その次、健康システム保守委託料、これが前年度よりも8倍になっておりますけれども、その理  
由について伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 集団検診の委託料につきましては、自己負担を引いての額を積算し、計上した  
ところでございます。

それから、健康システム保守委託料につきましては、これまで委託をしておりました事業者のシステムが操  
作性が悪いということで、それよりも県内のシェアを多く手がけております別会社に委託したところによるシ  
ステム、新規の健康管理システムも導入することによる増額となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、4款2項清掃費について、68ページ。

5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 下の、簡単に言ってお伺いいたします。

清掃費の報償費の環境美化指導員報償費に関連いたしまして、商品券5,000円を差し上げるというのは、私は大変いいことだなと思っております。それで、1点目が、ごみステーションは今後、ふえるのか、あるいは要望が来ているのか、1点お伺いいたします。

あと、もう一点。ごみステーションを清掃するときのあのほうきとかちり取りがあります、あるいはネット。これは、配給しているのか自前なのかお伺いいたします。

あと、もう一点。今までごみステーション、あるいはごみ置き場に他町村のごみが置かれていて、一時は問題になったことあるんです。それで、今現在、他町村のごみが置いてあるのか、そういう争いごとはないのか、この3点お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、坂本高志君。

○住民課長（坂本高志君） ごみ環境美化指導員の報償費について関連ということで、3点についてご説明申し上げます。

まず、ごみステーションにつきましては、これがふえるのか減るのかということなんですけれども、浅川町のごみステーションの場合には、町内、市街化区域、それから集落部でかなりばらつきがあります。最近、新興住宅街である背戸谷地地区等で新たにごみの搬出量がふえているということもありまして、区長さんを通じましてごみステーションの要望があったときには、施設組合のほうを通じましてふやしているという現状があります。また、必要なくなったというようなどころにつきましては、削減しているということなので、区の要望に応じてできる限り増減をしているという状況です。

2点目の清掃用具につきましては、区長会議を通じまして、年の初めに清掃用の散らばったごみを収集していただくための可燃物用の袋を、まずお渡ししております。清掃用具につきましては、それぞれごみステーションの状況に応じまして形態がさまざまです、これは各地区にお任せしているということもあります。それから、ネット等につきましては、古くなったとか、あるいはもうちょっと広げて大きい目のものが欲しいという場合には、町のほうで状況を確認して、お渡ししている状況にあります。

それから、3点目のごみ置き場の他町村の袋を使ったごみということなんですけれども、これは実際には数件、やっぱりございます。これ、どういうことかと言いますと、東白組合のものを石川の例えばダイユーエイト、例えば棚倉町のベニマルさんとかで販売しているということがありまして、石川町につきましては、管内のそういった販売しているところには、組合を通じて東白組合のは販売しないでほしいということで申し入れしまして、今は販売されていない状況です。

ところが、浅川町の方が棚倉で購入してきてしまって、故意か多分、誤りだと思うんですけれども、知らずにそのまま出してしまって、置き去りになっているということもあります。うちのほうで調査をしまして、恐らくアパートとかごみを搬出しているところに関しては、もう一度、通知とかで回覧しているような状況であ

ります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 1点目はわかりました。

それで、2点目のほうきとちり取りは区のほうで用意するという事なんですけれども、予算があれば、ぜひ、ほうきとちり取りは1回買えば1年、2年はもちますから、ちり取りにしては何年ももつんですから、もし予算があるとすれば、配給してもいいのかなと思っております。

あと、3点目の他町村のごみが来ているということで、石川郡のその袋を買って、これ、例えば鮫川とか東村の方が町の仕事に来たときに置いていっちゃうということがあるんです。それで、分別しないで置いてあるのは恐らくそうだろうという、そういう話を聞いたことがあるんです。そういう、むしろ分別もしないで置いていって、そのままごみステーションに置いてあれば、どのようにするんですか。お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、坂本高志君。

○住民課長（坂本高志君） 他町村の袋のものを浅川町のところに、ごみステーションに置き去りにしてしまうケースは、多分、本人が知らない場合と、わかっているけどもそういった形で処理しているというケースがあると思うんですけれども、石川管内の収集業者は正式なごみの袋でないと収集しませんので、様子を見て、うちのほうで連絡いただくのは、この環境美化指導員の方から連絡いただくんですけれども、うちのほうで様子を見まして、うちのほうで責任持って処理をしているということが多いものです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○5番（江田文男君） わかりました。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 環境美化指導員の報酬に関して伺いたいんですけども、環境美化指導員さんというのは125カ所というふうに説明されましたけれども、ごみの収集、ごみステーション1カ所に1人、いらっしゃるんですか。どういうふうなあれになる判断になっているのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、坂本高志君。

○住民課長（坂本高志君） 予算上、125カ所ということでご説明しましたが、現実的には124カ所のごみステーションがあります。この中で、ごみステーションの先ほど言いましたいわゆる新設、廃止等に伴って、大きなところを2人でやっていらっしゃるといふ、区の要請に従って2人で協力してやるというふうなところもありまして、延べ人数にしますと124人ということになります。125というのは、途中で、やっているときに新設がある可能性もありまして、125と予算を計上しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 環境美化指導員さんというのは、基本的には、区長さんからお願いされて、引き受けてやってもらっている方というふうに理解してよろしいんですか。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、坂本高志君。

○住民課長（坂本高志君） そうです。区長さんのほうから推薦をいただきまして、名簿を提出いただきまして、4月の区長会議のときに任命書を交付しているという状況です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、いいですか。

○9番（上野信直君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、4款3項上水道費について、69ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、5款1項労働諸費について、70ページから71ページ。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 5款1項1目19節の町内企業雇用促進助成金ということで、100万円上がっております。これについては、昨年から実施された事業だと思うんですが、まず1点は、昨年の実績はどうだったのかという点。

それから、2点目には、今、ここ二、三年前から急激に今までの買い手市場から売り手市場に変わりまして、募集をかけてもなかなか人が集まらないう。この事業を実施したころと比べると、全く逆な減少になっています。それで、そういう中で、このままの形態でよろしいのかどうなのか。実際的には、むしろ浅川町の企業に勤めてくれる、そういう人たちに逆に補助金を出してやる、こういう状況に変わってしまったのではないのかというように思うんですが、この2点についてご答弁いただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 29年度から始まった事業ですが、今のところ、実績はありません。雇用関係が変わっているの、募集、この制度自体もどうなのかということについては、今後、そういうことも検討はしなくちゃならないかとは思っています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 29年度、実績がゼロということで、全く実態に合っていないのだと思うんです。

それで、今、担当課長、今後については検討していきたいということですが、これ検討して、1年、2年でたちまちすり減っちゃいますので、これ今、完全にもう売り手市場ですから、浅川町、地元で勤めてくれる方に一同、補助金を出してやると、こういう形にしないと実際には何の、これは効果もない、こういうことだと思うんです。これはぜひ年度初めにでも再度、検討して、そして売り手市場に対応した、そういう形に変えていただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（円谷忠吉君） 答弁は。

○8番（田中重忠君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、6款1項農業費について、72ページから77ページ。

7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） 75ページの5目の畜産費についてお伺いいたします。

町で行っている貸付牛についてなんですが、現在、県内の牛に対して貸し付けが行われているわけでございます。そこで、品種の改良などを考えていきますと、生産者の方からも県外の牛にもこの制度を該当させてほしいというようなことがございますので、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 関係者の方等と相談しながら、検討したいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） ほかの町村では県外の事業に絡んでいて、品種改良に重点を置いているわけなんですが、その点に際しまして、まだまだちょっとおくらしているというような感じがございますので、担当課とよく相談して、近いうちにそのような対策をとっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 生産者の方とはよく協議したいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○7番（水野秀一君） はい。

○議長（円谷忠吉君） 3番、須藤浩二君。

○3番（須藤浩二君） 2点ほどお伺いいたします。

73ページ、農業委員会費の14節バス借上料、31万の内訳についてご説明をお願いします。

2点目、19節負担金、補助金及び交付金の中で、石川地方町村広域連携事業（婚活事業）負担金50万とあります。今まで続いてきた石川地方の婚活事業、近年の成果等を見ますと、やはり浅川町にマッチした婚活事業に切りかえるべきと思いますが、町の考えを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

73ページのバス借上料。

○農政商工課長（岡部 真君） 73ページ、14節のうち、バス借上料につきましては、農業委員会の委員さん、推進員さんの研修費用としてのバス借上料を予定しております。例年、3年に一度、農業委員会の大会にあわせて1泊で研修に行っていました。それを2年度目に今年度は計画をしたため、今回、バス借上料を計上したところ です。

それから、婚活事業負担金50万円ですが、26年度からこの事業が始まっております。昨年もこういうようなお話があったわけですが、まだ石川郡の中でやっていたほうがいいのかということで、30年度も今回、このような昨年と同じ金額を計上しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 3番、須藤浩二君。

○3番（須藤浩二君） バスの借上料は上がっているけれども、研修費用は上がっていない。これから研修費用をどうするんですか。それで、研修費用は委員さんの会費で補うのですか。その点をまず1点。

あと、婚活事業に関してなんですけれども、やはり石川地方5町村まとまったの婚活事業ですと、どうしてもきめ細やかなところまで細部にわたってのケアができないようなことも、参加者の方からの意見として私の耳に入ってきております。もうマンネリ化してきてしまったのかなど。やはり浅川町の独自の事業もそろそろ考えて、本気で、今も本気で取り組んでいるのは当たり前だと思いますが、もうちょっと浅川町のほうにシフトしてみるのもいいのかなと思います。

以上2点、もう一度お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 研修費用につきましては、普通旅費の中の54万の内数として宿泊代と日当分で賄う予定になっております。1人1万7,000円で23人分、39万円ほどが54万の内数で研修費用となっております。

それから、婚活の件で、浅川町独自のやり方ということにつきましては、今後、石川町村会の担当の皆さんとか、そういった方と打ち合わせしながら考えていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○3番（須藤浩二君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 75ページの6款1項3目の19節の、75ページの下のほうから4行目、ここに農業担い手育成支援事業補助金ということで300万円計上されておりますが、これ、私、初日の説明の中では、認定農業者の皆さんの中で農業機械等を購入する際に、町として代金を一部助成するというで説明があったかと思うんですが、もしそういうことであれば、この点についてももう少し詳しくご説明いただきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 今回、新たに農業担い手育成支援事業補助金として300万を計上させていただきました。対象者は認定農業者の方を対象に、農機具等について1件100万円以上のものを導入した場合について、補助率10分の1、10%で上限を50万円というふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 農業担い手育成事業ということですが、認定農業者を対象にやるということですが、これどうなんですか、町としては、例えば東大畑地区とか袖山地区とか滝輪地区とか、それぞれの地区で、認定農業者として何人ぐらい、何団体ぐらいが農業をやっているというような、その辺の検討はされているのでしょうか。というのは、個人でやっていくんだということで、農業機械を買う補助金ということで町で支援をしていますが、ちょっと無理なのではないか。やっぱり計画的に、この地区には何人の、もしくは何グループの、そういう耕作者のグループですか、そういうものをやっぱり育成しなくちゃならない、そういう方針をきちっと固めて、そこで、そのグループ、もしくはその当事者が機械等を購入する場合には補助していくと、そ

ういう形のほうがしっかりと浅川町の農業を残して育成していけるような、そういうことになるのかなど。それと、そういうことになるとすれば、1件100万円以上で上限50万というのでは、現況の農業機械の価格から言って、全く中途半端なものになってしまうのではないかなどというふうに思うんだけど、その辺についての考え方と。

それから、今後、それら実情に合わせて、さらに検討を加えて実効性のある浅川町の農業を守り育成していく、そういう立場で事業に取り組んでいく、そういう、その辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 今ほど言われましたように、国の制度としてもそういった法人化、あるいは営農組織、そういったところに対する経営体育成支援事業という制度があります。それは、農業機械等いろいろな、そういう設備関係についても、3割の補助があつたりします。それを受けるためには、なかなか条件が高い、全国の予算の取り合いになりますので、なかなかちょっとハードルが高いということから、浅川町で今回、独自にこのような制度を考えたということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 問題は浅川町の農業をどうしていくか、そういう立場だと思うんです。そうすると、結局、どんどん耕作者が減っていく、耕作する人がなくなってくる、これはやっぱり農業のいわゆる生産性が悪い。それで高い機械を買って、そして農業を続けなくちゃならない、だから後継者も育たない、また耕作者もいなくなる、そういうことだと思うんです。ですから、採算性に合わない最大の理由は何かということ、農業機械が高い。最低でも500万円以上もするような機械ばかりだと、この辺だと思うんです。ですから、もしそういう形で取り組むのであれば、浅川町において、どの地区にどういう耕作者を育てていかなきゃならないかということをもまずはっきり、やっぱりビジョンとして捉えていただく、そしてそれに対して補助して、耕作者を確保していく、こういうことが必要なんだと思うんです。その辺については、今、ここでどうこうではありませんので、今後、十分関係者と協議をした上で、実効性のある、そうした事業に取り組んでいただきたいと思います。答弁、結構です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ページでは74ページの報償費、農業振興費の報償費に農事組合長報償費ということで、20万5,000円が含まれております。このことです。

ゆうべ、うちのほうの地域、農協の事務所で、ことしの米の生産量の希望価格、希望数量というんですか、今は減反とか押しつけというのはないんだ、しかし一定の需要を考えれば、生産の抑制をしなければならないということで、JAらが中心になって、町も一緒になって、今までと同じような、大体3分の1に近いような減反を、減反というか、ほかの作物をつくってほしいというようなことが主の会議がありました。農事組合長も呼ばれまして、そのところで、農業は今、いろいろありましたけれども、根本的には、国がもう保護しなかったらやっていけない極限状況に来ているんです。これは町長もわかっていたと思うんですけども、ヨーロッパやアメリカは、6割、7割はもう国の輸出補助金とか農産物の価格保証、こういうものでやられているんです。ですから、そういう点からすると、本当にゆうべの会議でいろいろ、みんなも黙って聞く一方

でありましたけれども、ふんまんやる方ないのではないのかなというふうに私は言おうかと思いました。これは余計なことなんです。

そこで、農事組合長の報償費20万5,000円、これで私、帰り際に肩を叩かれて、農事組合長、角田さんも農事組合長なんだ、もらったかいと言うから、ああ、今、報償費もらいましたねと何気なく、ポケットに入れていたのを見て、いろいろその人と話したんですけれども、1年間、これ農協でも、何か農協の補償金かなんかで出していたのかな、今までは、ちょっとわからないんですけれども。報償費が1人当たり3,000円なんです。その人は今、幼稚園の子供に小遣いあげても3,000円ぐらい、小学校だからもう5,000円だと。3,000円で100円税金で差し引かれて2,900円になっちゃうばかな話があるかと。回覧板も何回も何回も回したり、来ない人にも配布したり、それぞれいろいろ役割をやっているのに、こういうひどい話というのはないんじゃないのかと。お前らだって入れてもらっているだろうと最後にそういう言葉で言われまして、私はなかなか返答は出なかったんですけれども、いや、こういうことで議会上がっているんで、話も出してみますというふうなことを約束しました。

やはり、農業にも報償費も出すんですね。国も100倍でも、やっぱり農事組合1人当たりの1年間の報償費が、3,000円、税金引かれて2,900円、これは、私はやっぱり安すぎるんだと思うんです。せめて、1万とか、そういうところに引き上げる必要があるのではないかというふうに、その人のことを聞いて考えました。私もそのとおりだなというふうに納得というか、考えたところであります。その点ですね、やっぱりもう少し引き上げる必要があるだろうということでもあります。

それから、農業の担い手の育成ということで今、いろいろありましたけれども、私は一般質問の中でも言いましたので繰り返しませんけれども、担い手プラス兼業農家ですね、例えば浅川、いや大畑のなんか、東大畑1区のような場合なんかには、もう担い手というのは2人しかいないんです。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 発言中、申しわけございませんでした、10番議員には。これは今、質疑をやっていますので、何を聞きたいのか、何をどうなのか、その辺の基本をきちっとして、整理していただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。簡潔に要点のみ言ってください。

○10番（角田 勝君） 何か、8番議員が、私の言う問題で。

○8番（田中重忠君） 関係ないから、やりなさい。

○10番（角田 勝君） しょっちゅう議事進行をやるんですけれども、やっぱりそういうことを含めて、農業の担い手育成のほかに兼業農家のそういうところへの事業も考えていく必要があるということも私は思うんですが、その点、念のためにさらにお聞きしたいと思います。

それから、その下の委託料の中で、農業水利施設機能保全計画策定ということで、業務委託料850万、これは袖山川、あるいは袖山、川と言わないんだそうですけれども、袖山、俗称、袖山川の排水、中根地区の排水路の計画策定業務だということではありますが、ことしは策定業務だけをやって、そして何年か計画であの全線をやるといふ、そういう計画でありますか。その計画の概要を説明していただきたいというふうに思います。

それから、もう一つは、78ページのふくしま森林再生事業の。

○議長（円谷忠吉君） 10番、78ページはないです。77ページまで。

○10番（角田 勝君） ああ、農業費、こっちは林業費なんだけれども。わかりました。それだけです。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず1点目、農事組合長への報酬についてですが、現在、53の組合がございまして、その組合の人数により、3,000円、5,000円、7,000円、9,000円というようになっているところ。金額が低いのではないかということについては、今後、どのようにするかは考えたいと思います。

担い手の育成につきましては、兼業農家への対応というところですが、現在のところ、国のほうでも農地を集積・集約化して、生産性を向上するというようなところに力点を置いてはおります。なので、なかなか国等の助成措置が受けられないというのも事実ではございますが、この辺につきましては、どのような取り組みがあるのか等についても今後は考えていきたいと思っております。

それから、76ページの農業水利施設機能保全計画策定についてですが、今年度につきましては、まずは現地での調査を行います。まずは現況調査というところに入りまして、来年度においては、その結果に基づいて、どのような事業計画を策定するような形になり、その後、工事に入るということになります。なので、今回の調査において、全域、全延長にわたって調査し、どの辺が壊れているのかとかそういったところを、まずは今年度調査し、来年度計画を行って、32年度ごろから事業が実施できればいいのかなという予定でおります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○10番（角田 勝君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、6款2項林業費について、78ページ。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 13節の林業費のいわゆるふくしま森林再生事業の問題であります。計画の作成業務が4,300万、それから再生事業の森林整備等の業務委託が3,300万、大草と城山、こういうふうなことであります。森林再生事業というのは、簡単に言いますと、いわゆる今の森林を生かしながら再生させていくんだというほうと間伐して新しく植えかえるんだというふうな、そういう考え方があると思うんですが、ここでの再生事業は、今の森林を生かしながら間伐をしたり、あるいはそのほかの手入れをしたりして、林道をつくりながら今後の森林を育て上げていく、そのためにやっていくんだと、こういうことなんでありますか、その点です。そして、それらの間伐した材料というんですか、杉なんかでもかなりのものを切っていくような、そういうものにつながるのか、そしてそういう間伐された木は、どういうふうに始末といったらあれですけども、処理されるのか、その辺も含めて説明を願いたいです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） ふくしま森林再生事業ですが、森林整備等につきましては、今ご質問のあったとおり、ほぼ間伐になっております。間伐材、間伐を行う事業、それからその発生材と間伐材等を運ぶための

作業道等が事業、森林整備の内容になっております。その間伐材のことですが、あくまでもそれは所有者のものでございますので、その方がご自由に使っていただいても結構ですし、それを売買されて処分していただくということも可能にはなっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 最後のくだりで、いわゆる間伐材の処分については、あくまで個人のものなので、個人の裁量に任せたい。売ってもよろしいしというふうなことですが、実際上は、こういう事業でやりますと、かなりの材料も出たりさまざまな制約も出てくると思います。そうすれば、大体は金に換算して、本当にもらえるようになるのか。この事業でやるのだから、切るのも一定のところまでの道路の土場というんですか、そういうところへの運び出しなんかは、この事業でやられて、あとは業者に売ることができるという、そういうものになるのか、あるいは個人が業者に頼んで持って行ってもらうとか、いろいろ、その辺になるんだと思うんですが、実際は売れるんですか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 恐らくということでもないんですけども、場所によると思います。地形が急傾斜等で道が狭い等で、搬出するのに小型のトラックしか入れないようなところについては、なかなか運搬費等で発生材について賄えるのかどうかというところがポイントになってくるのではないかと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） それは、私もそういうふうになると思うんですけども、ただ、そういう形になった場合に、例えば便利のいいところであれば、それはもう個人の自由で売ってもよし、便利の悪いところはもう転がしておくのか、その処分なんかはどうするのかということも問題になってくると思うんですけども、特に売れない部分をどういうふう処理していくんですか、この事業の中では。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 場所にはよりますが、作業路をつくって機械が入れるようなところについては、土場のところまでは搬出するのが今回の事業の中まで入っております。ただ、作業路もつけれないような急所などところについては、そこで、その場所について、間伐等がやはり必要だということになった場合については現場処理ということも考えられます。

以上です。

○10番（角田 勝君） わかりました。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 改めてお聞きをしたいんですけども、ふくしま森林再生事業、これに取り組む我が町は、いつからいつまで、どこで何をやるのかということの概要を改めて教えていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） ふくしま森林再生事業につきましては、浅川町で27年度に全体の計画をつくり

ました。それで、28年度から32年度までが一応、事業の計画期間となっております。実際に、28年度については町有林の調査業務で、それを受けて29年度、今年度、その町有林等の整備業務と城山地区の調査業務となっております。30年度が、今回計上しておりますのが、調査については大草地区、森林整備については城山地区というふうになっております。一応、32年度までの区切りの中でどのような場所をやるかということにつきましては、今後、27年度の全体計画の中から優先的にやるべきものとして、土石流のそういう土砂災害の危険箇所等のところを優先的に実施して、間伐等をやりながら表土の流出を防ぐというような考えのもと、そういうところから進めて、32年度までは行いたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） ふくしま森林再生事業というのは、ふるさとの山を昔みたいに豊かな山にしようというのが私のイメージだったんですけども、我が町では、どちらかというと、土石流の災害防止策としてこれに取り組むということなんですか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 今回のふくしま森林再生事業につきましては、きっかけは原発事故になっております。福島県内の山林について、原発事故以降、山林の手入れが停滞しているので、今回、このような森林再生事業で森林の公益的機能、つまり水源の涵養とか山地災害防止等の公益的な機能を維持、増進するために取り組むということになっておるところでございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） ですから、我が町としては、重点的には土石流の危険区域対策を含みにした、そういう地域を対象に進めたいということなんですか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） そういうことでございます。

○9番（上野信直君） わかりました。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、7款1項商工費について、79ページから81ページ。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 予算書には直接出てこないんですが、町長に1点お尋ねしたいと思うんであります。それは、ことし2月3日に東京で、東邦銀行さんが主宰の在京経済人の集いというのが開かれております。ここには、福島県内及び県外のいわゆる福島県とゆかりの経済人、政治家、そういう方々が260人ほど出席しております。それで、これに町長は出席しておられたのかどうか、まずお尋ねします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 出席しておりません。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） やはり、町長出席していなかったんじゃないかとお聞きしたものですから。そのお聞きした方によりますと、東郡も西白河郡も白河も町村関係者、ほとんど出席しているんです。石川郡では、加納町長、石森村長、澤村村長、岡部光徳町長、出席されているんです。町長、欠席したのはあれですか、健康上の理由かなんかあったんでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 健康上の理由ではありません。東邦銀行の主催でありまして、私、何もそこに出席したから、私どもの町政がということかなんかにはかわりはないと思っていますので、出席はしていません。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 町長のそういう姿勢に、私は非常に危機感を覚えるんです。これ、ことしで4回目らしいです。ですから、町長は今の考え方だと一度も出席していないのかな。これは、東邦銀行さんが在京経営兼経済人の集いということで開いておって、この会合に集まって、みんな顔を合わせたり名刺を交換したりして、工場誘致の、企業誘致の話をしたり、そういう提携をしたり、そういうお話をしているんです。今、町長の答弁ですと、こういう集まりには、私は余り関係ないと思っているということで、欠席したというんです。ありますが、そうだとしたら、これはやっぱり町民が聞いたら、私、がっかりすると思います。私は普通の町民からこの話、田中さん、浅川の町長どうしたのと、何でこういうところに出ないの、そういうふうに言われたんです。これは、ああだこうだ、ここでやってもしょうがないので、ただ、やっぱり町長、積極的に企業回りして、企業誘致にトップセールスでやらなくちゃならない町長が、わざわざ福島県の東邦銀行さんがこういう機会をつくってくれたにもかかわらず、そこへ出席しない。あたかも何か、出席しないことが当たり前のような、そういう答弁をされた。非常にがっかりしました。答弁は結構です。

○町長（須藤一夫君） 議長、そういうわけにはいきません。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 出席しないことが何か悪いような言い回しですが、私はそうじゃないと思います。じゃ、ほかの町村が出席して、具体的に何かいいのあったのかと私、聞いているんです。何かありましたかと。会話はどうだったと。何を言っているのよ、何も無いだよ。ただ、行ってくれと動員されているから行くだけで。だから、私は、そういうふうには当然ならない。私は曖昧なことを言っているんじゃないです。私は参加しないよと言っているんです。その中身はじゃ、何だと言うと、全く何も無いんだよ。だから、そういうものに参加しないのが、町民ががっかりする。町民ががっかりするの、行って成果がなかったらもっとがっかりするんだと私は思いますから、そういう本当の意味があつて、本当に必要で、本当にやるっきゃならないと言うのなら、私はやります。そんなのは、何があつても行ってきます。そうじゃないから、私は行かないよと言っているんです。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質問は。

○8番（田中重忠君） 議長、もう一回。

○議長（円谷忠吉君） 終わり。3回。

○8番（田中重忠君） 町長の答弁ですから。

私、何もならないとか、行ってもしょうがないとか、それどころじゃないでしょう。県知事を初め、各町村

関係者が、東京事務所に行ったり関係のところへ出ていって、一生懸命PRしているんです。それを町長、それね、行かないのを当たり前のような、そういう姿勢というのは、大変、私は問題だと。これは町長の仕事なんです、それをやるの。それをやりたくない、やらない、これはもう町長としてとんでもない話です。だから、それだけは申し上げておきます。長くなるからやめます。町長をやめたほうがいいです。余り、・・なことをしゃべって。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） ・・・なことという言葉は、ちょっと不謹慎だと思いますよ、それは。

〔「今のはちょっと失言だな」の声あり〕

○町長（須藤一夫君） そうじゃなくて、何で行かないかなんて指摘されるような要件じゃないです。

〔「そんなことない」「暴言だよ」「暴言じゃないですよ」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに。

〔「議長、ちょっと今のままじゃ」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今の発言で不穏当の部分があったので、議長から厳しく注意をしていただきたいと思います。

〔「じゃ、取り消しだ、取り消し」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 今のは、取り消しして。注意じゃなくて、これは取り消ししていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中君、言葉には十分注意して、質問してください。

○8番（田中重忠君） 取り消さなくていいの。

○議長（円谷忠吉君） いや、取り消しにします。

○8番（田中重忠君） はい。

私が今、発言した中で不適切な部分があったとすれば、その点については、取り消して、おわびを申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、8款1項土木管理費について、82ページから83ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、8款2項道路橋りょう費について、84ページから85ページ。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 1つは、賃金の中で、嘱託職員の賃金が449万4,000円となって、昨年からすると1人減っているというふう思うんです。これは、道路を維持するための町から頼んでいる人だと思うんです。この方々の今の町民の話は、いや、本当に助かると。特に、ことしのように雪が降って、雪かきやそのまま、そういうことで頑張ってくれて、頭が下がる、こういう話が出ておりました。なぜ、1人減らしたのでしょうか。こういう人はやっぱり減らさないで、むしろふやしていくということによって、道路の維持、管理に当たって

もらうのが私はよいと思うのでありますが、その点であります。

それから、工事請負費の中で、工事箇所、いろいろ一覧表を渡されまして、こういう一覧表、本当に助かるなというふうに思ったと同時に、1つ、2つ質問をして確かめたいというふうに思います。

1つは、大明塚・背戸谷地線新設工事ですけれども、これは、ことしの一覧表では、251メートルの工事をやるということで計画を立てた。これは、予定としては来年には全部完成すると、こういう予定なのでありませんか。その点であります。

それから、浅川駅前、磐城浅川停車場線の配水管布設、ああ、これ上水道ですね。そういう今、一番大きな新設事業だと思うんです。これらの見通しなり工事の状況、ご説明をいただきたい。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 初めに、1点目の嘱託職員の賃金で、昨年3名でことし2名かというお尋ねですが、昨年度についても、嘱託作業員については2名で、平成30年度のは2名ということで、変わりはありません。昨年度3名の体制については、1名については臨時作業員ということで採用していましたので、昨年と同様の作業員2名で道路の維持、補修等に当たっていくという予算を計上させていただきました。

次の工事発注一覧表の、番号で言いますと7番、大明塚・背戸谷地線の新設道路改良工事ですが、道路改良251メートルというふうに予定をしております。これは補助事業でございまして、予定する事業費が、内示をいただければ実施できるという内容でございます。

ただ、31年度に完成かというふうなお尋ねですが、来年度については、道路改良工事と合わせ、工事一覧表の10ページ、今の一般会計とは別なんです、上水道会計において水道管の新たな路線ですので、水道管の布設及び下水道管の布設等を平成30年度、これから特別会計の中で審議していただきますけれども、そういった埋設分の工事を実施した後に、改良工事を平成30年に実施するという予定であります。

また、昨年度も説明しましたが、平成31年度には完成する見込みはございません。予定ですが、平成31年には国道118号の右折レーンもございまして、予定として平成32年度を目標に本路線の舗装と国道分の右折レーンも完了させたいということで、予定とすれば32年度の完成を目指して、現在実施している状況でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 2人は変わらないんですけども、もう一人は臨時採用でやったということですか。今聞くと、その最初の人数のほうですけども、1人減っていると私は資料の中で見たんですけども、そうではなくて、嘱託は2人だということですか。そして、臨時かなんかでやったりやったということもあるわけですか。その辺はどうでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 平成29年度におきましては、嘱託作業員は2名というのは、これは変わってございません。従来は、臨時作業員1名とか、以前には2名、3名とかおりましたけれども、募集してもなかなか募集の申し込みはない状況もあったものですから、29年度においては、シルバー人材等々の町内のそういっ

た団体も利用させて、町内の活性化という部分も含めまして、維持管理については作業員2名を中心に可能な限り対応すると。それ以外の草刈り等の管理については、シルバー等を活用して今後、対応していくということで、臨時職員については、平成30年については予定をしていないという状況でございます。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○10番（角田 勝君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、8款3項河川費について、86ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、8款4項都市計画費について、87ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、8款5項住宅費について、88ページから90ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、9款1項消防費について、91ページから93ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） もう前にも何回かお尋ねしたんですが、ホース格納箱のペンキの塗りかえをして、やっぱり長もちするように使うべきだという町民の声が何人もから寄せられておりますが、これに対してどのように対応されるのか伺いたと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 町には数多くの格納箱がございます。それらについては、消防団のほうとよく話して、さらには分団のほうとも話をしながら進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 前回お尋ねしたときは、消防団に意見を聞きながらやりたいというような話だったんですけども、要するに、町のほうから具体的にペンキの塗りかえをしてもらいたいような格納箱はどこですかというような問いをしないと、消防団のほうからは自動的に上は上がってこないと思うんです。そういう問いかけをぜひやっていただいて、やはり町民の皆さん常に目につくところですから、もう何か、1回設置したらはずっとそのまま、あとはさび放題みたいな感じでほとんどはなっているわけです。ただ、余りひどくなると取りかえると、こういうような繰り返しなんですけれども、町民の皆さんは、手入れすればもっと長もちして使えるじゃないかということなんです。ぜひ、これはきちんと取り組んでいただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 以前にも質問あった際に、消防団のほうとも話し合いはしたんですけども、再度、そのような旨で話をしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 他町村で、消火栓のところのボックスから管槍が盗まれることが頻繁に起こっておったというニュースがありました。すぐ近くの市町村だったものですから、浅川町ではそういうことはありませんでしたか。そういうものがあつたということについて、地元の消防なんか、あるいは消防に注意を喚起したというようなこともないんですか。できれば、もう何カ所でもやられたということでニュースに出ましたが、注意を喚起するというようなことはやっておいたほうがいいのかなど、こういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 2月だったと思うんですけども、この近隣だと、白河市、あと中島村もありましたか、新聞には確かに載っていたと思います。その際に、私のほうも消防団長名で各消防団の分団長にお願いをして、格納箱ごと確認していただき、紛失はないということで報告を受けたところでございます。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○10番（角田 勝君） わかりました。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、10款1項教育総務費について、94ページから98ページ。

7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） 山白石小学校の地区に関連するんですが、山白石小学校にあります、校長住宅ですか、それ、3区の集会場として利用するというふうでございしますが、いつから利用ができ、そして中身の概要についてお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 小学校長住宅は、地区からの要望がありまして、それに一応、学校が閉鎖の段階にお貸ししますよという答で、その中の改装等々、水回り等については、地区でそれらの商売をやっている地区人もおりますので、町には迷惑をかけないで使いたいよということ、話の折り合いがついております。

○議長（円谷忠吉君） 7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） その内容で、普通の家のように話は聞いたのですが、そうすると、丸々金も、どうしても契約をなくすとか切る、町から本当に3区の部落で任せるといような形、管理は一切契約した部落でやるということで、理解してよろしいですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 地元の区長さんの話では、そういう話であります。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

6番、笹島亮二君。

10款1項です。教育総務費、94ページから98ページ。

○6番（笹島亮二君） 97ページの節の28の繰出金の中で、小室源四郎・ヨシコ夫妻の奨学云々とあるんですが、これはもう何年もずっとこのままなんですけれども、実際、このお金は利用されているんですか、奨学資金として。そして、管理状態はどうなっているんでしょうか。これ、管理は町でやることになっているんでしょう。

利用価値ないものを町が責任を持って請け負っているというのもちょっと容易じゃないと思うんですけども、どうなのでしょう。この小室源四郎さんの奨励、あれは。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

今現在、小室源四郎さんの基金につきましては、償還のみ、4名の方が償還をしております。貸し出しは、今現在はしておりません。

〔「使っているんだね」の声あり〕

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） 町にて管理をしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 6番、笹島亮二君。

○6番（笹島亮二君） 償還しているということは、これを利用した人がいたということですね、以前に。今もお金を返しているということですね。そうですね。その後、新規の人はないということですか。そうすると、そのお金は全然、原資は変わらないで、ずっと町で保管している、管理しているということですか。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

今のおっしゃるとおりで、償還のみです。実際のところは、貸し出しは行っておりません。毎年、利息のみは入ってきます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 6番、笹島亮二君。

○6番（笹島亮二君） 最後ね。

これを町として、これ、ずっと管理しているんですか。この対応はどうしようとしているんでしょうか。ただ単に預かっているだけで、奨学金として運用できないのでは何か、意味がないような気がするんですが、その辺、ちょっとお尋ねします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 言われているとおりです。

ただ、小室源四郎・ヨシコ奨学金のいわゆる契約書とか条例かには、原資には踏み込んではいけないという条例が入っております。それで、私どもはちょっとあれなんです、この奨学金制度で町からもどんどん増額をして、貸し出しをしています。町で増額することにも限度があるということであって、この小室源四郎・ヨシコ奨学金にその貸し出しをさせてくださいと、枠を広げてくださいと、原資にも手をつけさせてくださいと、1億4,500万かな。ところが、それは全くだめなんです。どうにもならないんです。絶対だめだというふうに言っているんです。それで、いろいろ経過があって、私どもが、この基金として扱っている意味がないということなんですと言うんですが、決して元を手をつけてはだめだということですから、もう奨学金の制度として貸し出しできないということなんです。これにはどうにもならないので、それでは、もう貸し出しはとめましよう、貸したものは返してもらいましょうということで、今に至っているんです。

ただ、借りているほうにそうしたほうが、これに使っちゃだめ、あれに使っちゃだめという条件を付するこ

と自体が問題だと思っているんですが、当時はその条件で奨学金として受け取っているわけですから、じゃそれをどうすればいいんだということになると、町の議会に諮っていただいて、議会の皆さんに条例の改案をつくってもらえれば貸し出せるんですが、それをやることによって相手の立場は全く変わってきます。それができないで、現在に至っております。貸したくとも貸すことはできない。ただ、保管すると。心配なのは、ペイオフにでも入ったときはどうなんだという心配も残ってはいるんですが、弁護士は絶対言うことを聞きませんので、それでもう壁になっております。だから、本当に奨学金、有効に貸して使わせてやりたいんですが、それができないという非常につまらない奨学資金を扱っているということが、今の現実になっています。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいま奨学金のことでいろいろ議論されていたようでありますが、小室源四郎・ヨシコ夫妻の奨学金については、今、金利が安くなってしまって、今の町長がおっしゃったような状況なんです。

ただ、少なくとも預かった時点では、十分にその原資を活用して、そしてその原資を元にしたら、その利子で十分に貸し付けできるだけの運用益はあるということで、やってこられたわけです。それが、今現在、経済情勢の流れでこういうふうになったからといって、大変、利子でも何にも発生しませんから、利子がほとんど安くて。だからといって、すぐ、これはとんでもない邪魔ものだというような、そういう発想ではなくて、もし議会に提案して、議会と協議して、条例を改正して、これを別な形にするというのであっても、これは前提として、小室ヨシコさんの、小室源四郎さんのご親族の方としっかりとやっぱり誠意を持って話し合いをして、そしてその上で、納得の上で、穏やかにこれは処理すべきだと思います。もう今、役に立っていないから、もう要らないんだ。議会にかけて条例改正して、やめちゃうんだ、こういう発想は。

〔「そんなことは誰も私は発言していません」の声あり〕

○8番（田中重忠君） 発言中なんです。そういうことですから、十分に……。

〔発言する声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 静粛にしてください、静粛に。

○8番（田中重忠君） これは小室夫妻に対して失礼のないようにしっかりと町らしい態度で、これは処理をしていただきたいと思います。

〔「議事進行」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 6番、笹島亮二君。

○6番（笹島亮二君） 今、田中さん言いましたが、誰がこれを廃止しろとか何とかしろとかと言いましたか。そういう勝手な解釈はつけないでください。私は、これを今後どうするんですかと聞いただけなんですから、継続するとか何とかと言うだけなんですから、それ、自分で尾ひれをつけて話をしないでください。

〔「議事進行」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 今、笹島議員おっしゃいましたが、町長がもうこれは、こういうことではやってもしょうがないので、やめるということも考えて。また、議会にかけて、ちょっとそれをやめるためには条例を改正しなければだめなんだと、こういうふうなお話を町長がされたから、私は、そういうことをやるときにはでき

るだけ穏やかに話し合いをして、合意の上でやってくださいということを申し上げたので、笹島君がおっしゃっていることは全くの外れです。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 本気になって、何年もかかって、親族にも再三のお願いを、奨学金の貸し付け制度が出てくるたびにお願いしているんです、何年も。しかし、今や寄附をした小室源四郎・ヨシコさん、あるいはその親族の手から離れてしまって、全くわからない弁護士の中に実権が入っちゃって、これはどうにもならないというのが現実で、誠意を持って親切に町のために私はお願いをしているんです、みんな、こういうの。そういうものが通用しなくなっちゃっているところに大変な悩みを抱えているんです。だから、これからどうしてお願いしようと思っても、この弁護士が出てくればもうだめということになってしまうので、ちょっと時間是要するなど、そう思っておるところであります。決していい加減なことでは言っているんじゃないで、誠意を込めてやっているんですが、その道は通じないということだけはお知らせをしておきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、10款2項浅川小学校費について、99ページから100ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 浅川小学校費に限るわけではないんですけれども、学校のトイレの洋式化について伺いたいと思うんですが、県も学校のトイレの洋式化については大変、関心を持っていて、各市町村の洋式化リストを小学校、中学校、幼稚園とそれぞれ統計をとって公表しております。それを見ると、浅川町は進んでいるほうではないということなんです、これを引き上げる、洋式化リストを引き上げる計画というのは具体的にあるんですか。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

30年度の予算計上にあるんですが、工事請負費、浅小の学校管理費ですが、体育館の脇にトイレがございます。そのトイレは男女兼用なんですが、30年度の予算をもって男女を分けて、それぞれ洋式の便器を取り付けたいと予定しております。

なお、浅川小学校につきましては、各階に1カ所ずつ、里小、山小については、現在はそのままとなっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 中学校については、計画に載っている大規模改修の中で取り組むという方向なんですか。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） おっしゃるとおりで、大規模改造がもしも計画の中にあれば、そのとおりにしたいと思っております。

以上です。

- 議長（円谷忠吉君） いいですか。
- 9番（上野信直君） いいです。
- 議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長（円谷忠吉君） 次に、10款3項里白石小学校費について、101ページから102ページ。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長（円谷忠吉君） 次に、10款4項山白石小学校費について、103ページから104ページ。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長（円谷忠吉君） 次に、10款5項浅川中学校費について、105ページから106ページ。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長（円谷忠吉君） 次に、10款6項浅川町学校給食センター費について、107ページから108ページ。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長（円谷忠吉君） 次に、10款7項あさかわこども園費について、109ページから112ページ。  
8番、田中重忠君。
- 8番（田中重忠君） あさかわこども園については、きのうですか、みんなで見せていただきました。それで、4月1日がオープンということでもあります。それで、こども園について、大変、見てね、明るいきれいなこども園でした。それで、職員室を見せていただきましたら、相当な数の椅子、机が並んでおりまして、まず第一点は、この幼稚園の職員さんの要するにスタッフは、何名で、どのようになっているのかについてご説明いただきたいと思います。また同時に、この幼稚園長にはどなたがおつきになれるのか、この点についてもお聞かせいただきたいと思います。
- それと、もう一点は、保育所と幼稚園が今度、一緒になるわけです。今まで幼稚園は、学校給食センターから給食を運んでやっておりまして。保育所のほうは、自前で賄い費を使って、賄いを買って、そして給食をしておりまして。それで、給食関係はどのように変わるのか、この点についてご説明をいただきたいと思います、とりあえず。
- 議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。
- 学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。
- こども園につきましては、大きなくりでこども園費、それと幼稚部費、保育部費とあるんですが、こども園全体で見ますと、スタッフは2人分、職員2人分、こども園費でとっております。それと、幼稚部費で、正職は4人、その他嘱託職員が3名、それと臨時職員につきましても3名を予定しております。保育部につきましては、正規の保育士の方で10人、嘱託の方で6人、臨時の方につきましては、はっきりした数字というか、実は説明で申したのですが、朝夕のみの方、あと土曜の方等おりまして、基本的には4人の方に登録をお願いしているところです。
- それと、園長につきましては、町長より答弁いただきます。
- 給食につきましては、幼稚部につきましては、学校給食センターから届きます。保育部につきましては、自前、こども園の中の調理室から運ぶようにいたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 議会が終わったら、検討をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 確認なんです、スタッフ、幼稚部のほうが4人、嘱託で3名ということになると、合計7人ということではよろしいんですか。それから、保育部のほうは10人、それから嘱託が6人、そして朝夕のほうを対応される臨時の方が基本的に4人だということ、よろしいんですね。それで、保育部のほうの臨時3名も入るんですか。それは確認でございます。そして、スタッフは、幼稚部2人、保育部1人というのは、これは事務所で必要な人員をいわゆる幼稚部と保育部に分けたということですね。計3名ということね。はい。それで、保育部の保育士さんたちは、有資格者が何人になるんでしょうか。16名のうち、全員が有資格者なのか、あと、もちろん、もし幼稚部のほうでも資格を有していない方がおれば、そのうちの何名ということでご説明をいただきたいと思います。

それから、昼食については、幼稚部は、従来どおり給食センターから、保育部のほうは、従来どおり自分家で弁当を持って行って、あとおかずだけをつくるということになりますと、従来と同じですか。そういうことでよろしいのでしょうか。こちら辺の部分は確認でございます。

それと、園長について、町長は議会が終わったらば検討しますということでございますが、これは大分、遅いのではないんですか。もう既に園長は決まっていまして決まるべきだと思うんです、一番中心になる方ですから。決まっていなくて聞きようがないので、とにかく一日も早く園長さんを採用して、しっかりした体制をとっていただきたいと思います。

以上、答弁を。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

今ほどの有資格者の数につきましては、すみません、今手元にありませんので、資料。後ほど、ご説明申し上げます。それと、給食につきましては、おっしゃるとおりです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 正職員と嘱託合わせて、管理部門が、正職員が2人、嘱託1人、幼稚園と保育所とそれぞれあって、合計で26人と。正職員と嘱託職員、合計26人ということ、よろしいですね。確認をさせていただきたいと思います。

園長については、管理部門の給料表を見ると、3級が1人、1級1人ということで、課長補佐が計上されているんです。そうすると、管理部門、園長が課長補佐というのはあり得ない話なので、嘱託職員1名計上されているので、この嘱託の方を園長にするというお考えなんだなというふうに思うんですけれども、そういうことなんでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） 人数の件なんです、トータル26人でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 人事のことなので、なかなか調整が難しいので、一応、予算にはそういう計上をしましたから、それに合うような人事の中で、適任者をきちっとつくっていききたいというのが今の思いであります。

○議長（円谷忠吉君） 9番、いいですか。

○9番（上野信直君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） 次、ほかにありませんか。

〔「なし」「ああ、ごめんなさい。もう一つ、ありました」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） すみません、ありがとうございます。

給食の業務委託料に関してお伺いをしたいんですけども、今の保育所に頼んでいる業者に引き続き頼むのかなというふうに思うんですが、今、保育所の今年度のメフォスに対する委託料が788万円、それで、新年度は860万円とふえているんです。でも、3歳児は、今まで保育所の子供だったんだけど、幼稚園の子供になって学校給食を食べるわけです。そうすれば、提供する給食の数はぐっと減るわけです、今よりも、こども園になれば。なのに、何で委託料が、788万円から減るんじゃなくて、860万円にふえるんですか。私はこの予算書を見て、どういうことなんだろうなというふうに思ったんですけども、どういう理由なんでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 給食業務につきましては、メフォスという会社に委託をして、お願いしております。その業者につきましては、これまで栄養士さんにつきましては、嘱託の栄養士を雇っていたということで、今度、新たな施設では管理栄養士ということで本採用の職員を充てられるということでありまして、その方に係る賃金、社会保険料等が72万4,000円ほど伸びたことでございます。これまで委託費については、何度も検討しております。協議している中でありますが、なお減額に向けてお願いしていきたいと考えております。一般的に、子供の人数が減るので、委託料も減るのでないかということは考えられるんですが、会社の職員の福利向上ということでの委託業務でございますので、費用がかさんだものでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） ことしの浅川保育所の子供は何人で、新年度は、保育部門は何人になるということになっているのでしょうか。それを、まず伺いたいと思います。

それから、管理栄養士を雇うことになったから、その社会保険料を丸々浅川町に持ってくる、こういうような契約はあるんですか。私は、去年の契約もおかしいと思ったんです。従業員の給料は全然上がっていないのに、待遇改善のために上げるという理由で引き上げました。私、働いている人に聞いたならば、全然上がっていないと言うんです。全く、向こうの、相手の言いなりに出しているんじゃないかというふうな危惧があるんです。それで、まず子供の数字を教えてください。町としてはどういう対応をしているのか、向こうの言っていることに対して、お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 現状は八十何名かと。ちょっと正確な数字、下に置いてきてしまいましたが、それが今回、こども園のほうの保育部については、70名を切るところだと思っております。ちょっと正確な数字は後ほど、また示したいと思います。

なお、給食業務については、確かに、そういう費用については会社のほうで負担しなきゃならないことありますから、本来ですと、人数が下がればそれだけ業務量も下がるということで、検討してきたところですが、職員が福利厚生も含めて検討しているということでありますので、まず、その辺も考えていかなきゃならないとは考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

6番、笹島亮二君。

○6番（笹島亮二君） 今、9番議員とやりとり聞いていたんですが、業務委託料でしょう、これ調理業務でしょう。そうすると、先ほど栄養士とか管理士とか何とかと言っていたけれども、その人件だと、その人は町がお願いするのか、いや、栄養士さんがみずから会社の人間として取り扱うのか、この契約の内容によっては、これ全然違って来ます。栄養士との契約内容、人事の問題とか資材の問題とか、例えば電気購入費は、それはこっち持ちでしょうが、特に人に関しては、一切、メフォスが責任を持つんじゃないんですか。そうでなかったらおかしいでしょう。一切委託するんですから、人件費に関しては、栄養士とか何とかというのは、何で役場で持たなくちゃならないんですか、町で。じゃ、どういう契約になっているのだから、契約書、出してくださいと言うようになりますよ、そうしたら。今の国会と同じになっちゃうよ。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 契約の内容の中には、調理業務のほかに献立をつくるという業務も含まれておりまして、栄養管理も行うということですので、栄養士がついて業務管理を行うという中身になっております。そのために、栄養士が専属でついているということになっております。

○議長（円谷忠吉君） 6番、笹島亮二君。

○6番（笹島亮二君） そうすると、保険金というのは、改めて町が負担すると、別途枠にして町が責任を持ちますよということで、契約しているんですか。普通、労務管理というのは、保険費から全部一切入るんじゃないですか、労務管理というのは。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） そういう契約になっておりまして、会社で見ている今回の職員については、調理のほかに管理栄養士を含めた委託見積を提出してきたということでございます。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） もう私がきょう聞いて思うんですけれども、メフォスを受け入れた直接の原因は何か。これ、やっぱり保育の給食の業務が、絶対上としての経費が安くなるということが一つあったんでしょう、大前提に。そして、栄養士がきちっとついて、それは献立とか何とかつくるから、今までのように専門の栄養士も献立をつくったり何なりするから、だからこれメフォスに変えようということで、私らは反対しましたけれ

ども、そういうふうになったんです。その目的が今、逆行しているんじゃないですか。メフォスへ頼んじゃったんだから、もうどこも要らない。ほかのところは頼まないから、こういうふうな、私は業者が一定のおごりがあるんだと思うんです。管理栄養士頼もうが栄養士頼もうが、これは会社の都合なんです。会社は給食を出すための条件、保育所の給食を提供する業者としての資格をちゃんと持って、管理栄養士は何名、栄養士は何名、浅川の献立はこの栄養士がつくるんだというふうにちゃんとやらなければ、許可にならないんです。

だから、それを今度は、管理栄養士になるから業務委託料を上げてください、そんなこと、話にならないでしょう。何のために業務委託というふうになるわけですか。だから、町の直接、学校給食のように、町の人たちになってもらって、そして栄養士もそれぞれいるわけですから、そういう人たちに直営にしてはどうかというふうなことを私らも言ったんですけれども、これは安くなる、放り出される、そして栄養士がつくと、こういうふうなことで、課長もその経過、おわかりだと思うんです。そういうところからすると、まさに逆行しているんじゃないですか。それはやっぱりきちっと安くする、ニーズが大幅に減るわけですから、そういうところに持って行って業務委託をしてください。そして、補正予算でそれを計上すると、こういうふうなことにしてほしいと思うんですが、いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 給食業務の委託料については、当初予算がお認めいただいた後、契約となります。まだ検討の最中ですので、費用については、なお協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 本当、契約はもう終わっちゃったんだと言うのならば、これ、あれだなと思ったんですけれども、今、課長が言われるように、議会の予算が決定、終わってからだということですので、いろいろ、課長もこども園の問題や何かからかきまで大きな業務を背負ってやっている、大変だと思うんです。しかし、これはメフォスに移るときのあの原点を考えれば、やっぱりきちっと対処して安くするという、そういう前提で臨んでいただきたい。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ここで3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 3時00分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10款8項浅川幼稚園費について、113ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、10款9項社会教育費について、114ページから118ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 114ページの図書館費について伺いたいんですけども、138万使っているんですが、司書の資格を持っていらっしゃる方というのは、結局見つかったんですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 司書の資格を持っている職員、2人いるんですが、それがまだ全体の中では、極めて、そこにどうこの職責は難しい、こういう状況に今はあります。司書の資格をいろいろ調査しましたところ、大卒であれば、通信教育を受ければ司書の資格は取れるということなんだそうであります。

したがって、勤めながら司書の資格を取るようにして、スタートを進めるしかないのかなと、今、そういう状況です。それが現在、司書の資格を持っている職員を配置することになりますと、その課も、内部の業務が大変になるというのがあって、そうなる町民の皆様には大変な迷惑もかかるといって、極めて難しいとなってしまいますから、教育をして、そういう対処をしてもらって、きっちりとしたスタッフ等から勉強してやっていけるような方法を入れていく考えです。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） そうすると、図書館には3級の職員が1人、正職員1人は司書の資格を持っていない。嘱託職員が1人、あとお1人ですね、あと臨時の1人ということで、嘱託の方に勤めてもらいながら通信教育で資格を取ってもらおうと、こういう方向で臨むということですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 嘱託の職員に勤めながら司書を取ってもらうのではなくて、正職員の方に、大卒であれば通信教育で司書の資格は取れるということだそうですから、正職員を配置して、その中で通信教育等々の教育を受けていただいて、司書の資格を年度中に取っていただくという人事の配置でスタートせざるを得ないのかなという思いであります。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） そうすると、確認なんですけれども、図書館のスタート時点では、司書は置かないと、嘱託と臨時と正職員と3名でスタートするという理解でよろしいのでしょうか。それと、一日の利用者、前の説明だと30名ぐらいというふう聞いておったのですが、これ確認なんですけど、もう一度お聞かせください。

それから、開館日というか、休日は土日、祭日が休みなんでしょうか。開館日、何日と何日だか、これも確認をさせてください。とりあえず、以上です。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

1点目につきましては、おっしゃるとおり、3人でのスタートとなります。

2点目につきましては、前回答弁したとおり、30人を予定しております。

3点目につきましては、きのう、視察の中で資料をお渡しした中にも入ってはいたんですが、毎週月曜日と祝日が休館日となっております。それと含めまして、年末年始もです。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） ちょっとつけ加えておきますが、図書館ですね、何度も繰り返しですが、私どもの現在の役場職員の中には、司書士の資格を持っている方は2名いらっしゃるんです。しかし、これをストレートに図書館に送れば楽なんです、これを出すことによってその課の業務が大変なことになるということは、うまくいかない町民の皆さんに迷惑がかかるということを配慮しますと、そうじゃない優秀な職員を送って、そこで通信教育を受けて、司書士の資格を取ってやってもらうということが一番ベターかなと思いますので、開館当時は資格者を置くというわけには、限られた人員の中ではできないということを申し上げておきたいと思えます。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） すみません、ちょっと聞き漏らしたので、もう一度確認ですが、そうすると、図書館の休日は月曜日、あと祝日ですか、そうすると、土日は関係ないということによろしいですか。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） はい。

○8番（田中重忠君） わかりました。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、10款10項保健体育費について、119ページから121ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、11款1項農林水産業施設災害復旧費について、122ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、11款2項公共土木施設災害復旧費について、123ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、12款1項公債費について、124ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、13款1項普通財産取得費について、125ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、14款1項予備費について、126ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 共産党議員団を代表して、本案に反対の討論を行います。

本予算には、保育所保育料の半額負担が盛り込まれ、こども園の保育時間も若干、延長されるなど、私たちが求めていた子育てする若いお父さん、お母さんを応援する施策が進んだことは、大いに評価するものであります。今後、さらなる前進を願うものであります。

しかし、本予算には、次のような問題点を指摘せざるを得ません。

まず、4月からオープンするあさかわこども園の園長に町職員ではなく嘱託職員を充てるという予算上の内容であります。妥当だとは思えません。正規職員16人、嘱託職員10人、これだけでも26人にもなる役場で最大部署となる園らのトップが地方公務員法の縛りが及ばない非正規職員というのは、その人の資質や力量にかかわらず適切だとは思えません。正規職員を登用すべきだと考えます。

次に、本予算には、集団検診におけるがん検診の有料化が引き続き盛り込まれました。今年度、議会に何の話もなく強行された有料化で、1日500円で生活しているお年寄りなどは受診できなくなり、がん検診の受診率が下がるという重大な結果を招きました。有料化の根拠といわれたものは次々に崩れ、何のためにやったのかと町民に全く説明できない失策であります。吉田富三博士の生誕の町にふさわしく、無料に戻すべきだということを強く申し上げたいと思います。

新年度から向こう3年間の介護保険料が約1割引き上げられました。かかるのだから、値上げはやむを得ないではなくて、制度発足時の2.5倍にもなり、年金天引きで待ったなしでとられるお年寄りの負担を軽くするため、一般会計からの繰り入れなど、真剣に検討すべきであります。そうした姿勢がすぐにも見られない対応は、町民に寄り添う町政になっているのかと疑問であります。また、町民間の公平という観点から、みんなに喜ばれている健康カレンダーは、全て一般会計予算で、今年度から、新年度から作成すべきであります。国保の方は自分たちが納めた保険料でつくり、国保以外の方には公費でつくってやるというのはおかしいし、それがおかしいと思わないところも問題であります。子育て支援には、今ほどの自治体も力を入れています。我が町は、学校給食費については半額助成を実施していますが、早急に無料化へ踏み出し、子育て支援では誇れる町にすべきであります。

最後に、職員教育の強化を強く求めたいと思います。

窓口対応のまずさについて、角田議員から一般質問で指摘がありました。問題の根本は、町民が主人公で、職員は町民の奉仕者だという意識が希薄化していることにあると思います。これは何も新人や若手の職員だけの話ではありません。もちろん町民を思い、立派に仕事をし、頼もしい職員もたくさんおります。しかし、浅川町役場の職員はよく仕事をする、大したものだと町民みんなから言われるように、職員教育を強めることを強く求めて、討論いたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、久保木芳夫君。

○11番（久保木芳夫君） 本議案に賛成を申します。

この平成30年の浅川町一般会計予算につきましては、当初のとおり、提案理由の説明もあり、また本日、議員多くの方にも詳細に各課で内容を詳細に説明がありました。何にも問題ありませんし、本議案に賛成します。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから、日程第2、議案第17号 平成30年度浅川町一般会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（円谷忠吉君） これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 3時14分